

里地里山保全活用行動計画

～ 自然と共に生きる にぎわいの里づくり ～

平成 22 年 9 月 15 日

環 境 省

## 前 文 ～自然と共に生きる にぎわいの里づくり

縄文の頃、日本列島は原生の森や湿地におおわれ、人々は狩猟や漁労の生活を送っていました。農耕文明の渡来とともに、人々は湿地を水田に換え、水路やため池を造成し、暗い原始の森林は、薪や炭、肥料の採取の場として利用されることを通じて開けた明るい林に変わり、また、放牧や採草の営みを通じて草原や草地が出現しました。3,000年に及ぶこのような人と自然のかかわりの歴史を通じて、集落を中心にして資源が循環し持続的に自然の恵みを楽しむ空間が形成・維持されてきました。

人々の営みがつくり出した里地里山はまた、日本列島の生物的自然を豊かにする役割を担ってきました。日本列島には奥山に残された原生的な自然を構成する動植物だけでなく、人里の自然をすみかにする多くの動植物が生息しています。それらの中には、氷期の落葉広葉樹の林が温暖化によって照葉樹林に変わっていったとき、人間がつくり出した里地里山の明るい林に生活の場を見出し生き延びてきたような動植物も含まれています。

ギフチョウやカタクリなどに代表されるこのような里地里山の動植物は、人々の身近にあって古くから歌や俳句に詠まれ書画に描かれてきました。「故郷（ふるさと）」や「春の小川」などの唱歌にうたわれている身近な里地里山の風景は、日本人が共有する原風景であり、日本の精神文化の基盤にもなっています。

有史以来、人の営みによって連綿と受け継がれてきた里地里山の自然環境は、今危機にさらされています。経済社会の変化によって農林業や暮らしの中での里地里山の利用が減少し、耕作放棄地や手入れが行き届かない森林の増加、藪や竹林の拡大、水路やため池の荒廃が進んでいます。その結果、里地里山では、これまで生息・生育してきた多くの動植物が姿を消しつつあります。わが国の生物多様性保全にとって里地里山の保全は重要な課題となっています。

また、国民の生活の基本である「食」を考えてみると、栄養の偏り、肥満や生活習慣病の増加などの問題に加え、新たな安全面の懸念や、海外への依存の増大が生じている一方で、豊かな自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機に瀕しています。

こうした中で、都市と農山漁村の共生・対流を進め、消費者と生産者との信頼関係を構築することによって、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されています。

このような里地里山を保全活用するうえでは、人と自然のかかわりの再生が鍵となりますが、人口減少や高齢化の進行などによりこれまで里地里山の維持を担ってきた農家や地域コミュニティだけがその役割を引き続き担うことは困難になっています。一方、都市周辺を中心に、民間団体や企業など新たな主体による自然とのふれあいや体験、景観の保全などの観点からの里地里山の価値認識と保全活動が活発化しており、このような新たな担い手、さら

に行政や専門家も加えた多様な主体による協働の枠組みのもとに、里地里山の保全活用を進めていくことが課題となっています。

わが国は、平成22年10月、愛知県名古屋市で開催される生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）に向けて、国際社会に対し二次的な自然環境において持続可能な自然資源の利用・管理を進めるSATOYAMAイニシアティブを提唱していますが、その主唱者として、国内の里地里山の保全活用を率先して促進していくことが求められています。

本行動計画は、このような背景の下、生物多様性国家戦略2010の基本戦略及び施策の実施方針に立脚しつつ、その分野別の実行計画として策定するもので、農林業者・地域コミュニティ、民間団体、企業、行政、専門家など里地里山の保全活用に関わるさまざまな主体に対して、保全活用の施策・取組の基本方針や進め方を提示するとともに、里地里山の保全活用に関わる国の施策を具体的に示すことにより、多様な主体による里地里山の保全活用が国民的運動として展開されることを目的としています。

本行動計画の策定にあたっては、生物多様性、景観、農村環境、民間活動などの専門家による里地里山保全・活用検討会議を開催し意見を聞くとともに、地域で里地里山の保全活用に関わっている地方公共団体、民間団体、研究者へのヒアリングを行いました。また、パブリックコメントにより幅広く国民の意見を聴取し、必要に応じ意見の反映を図りました。さらに、行動計画の策定には関係省庁の協力を得るとともに、その実施にあたっては省庁間の連携を図ることとしています。

今後、本行動計画が、各省庁や地方公共団体の里地里山保全活用施策、また各地の里地里山における保全活用の取組を一層推進する共通の基盤として活用されることが期待されます。

# 目次

## 前文

|   |    |
|---|----|
| 1. 問題の背景.....   | 1  |
| (1) 里地里山の定義と特性 .....                                      | 1  |
| (2) 里地里山の現状 .....   | 1  |
| (3) 里地里山の重要性 .....  | 2  |
| 2. 里地里山保全活用行動計画の目的と位置付け.....                              | 6  |
| 3. 里地里山保全活用の理念.....                                       | 8  |
| 4. 保全活用の方向性.....  | 9  |
| (1) 国民的取組の推進 .....  | 9  |
| (2) 地域の典型的里地里山の保全活用を通じた国土レベルでの生物多様性の保全.....               | 10 |
| (3) 多様な生態系サービスの発揮と地域活性化.....                              | 10 |
| 5. 保全活用の基本方針.....   | 11 |
| (1) 各主体の役割分担 .....  | 11 |
| (2) 連携・協働の促進 .....  | 15 |
| (3) 地域特性に応じた対応 .....                                      | 16 |
| (4) 生物多様性の観点の反映 .....                                     | 17 |
| 6. 保全活用の進め方.....  | 18 |
| (1) 国民的取組のための基盤づくり .....                                  | 18 |
| (2) 経済的手法の導入 .....  | 21 |
| (3) 持続可能な利用のための伝統的技術の保存、新たな利用技術の開発等による資源の<br>循環利用の促進..... | 22 |
| (4) 里地里山の現状把握とモニタリングの推進.....                              | 23 |
| (5) 里地里山の特性評価等の実施とこれに応じた保全活用の実施.....                      | 25 |
| (6) 地域レベルでの取組基盤の整備 .....                                  | 26 |
| 7. 国による保全活用施策.....  | 33 |
| (1) 国民の関心や理解の促進 .....                                     | 35 |
| (2) 生物多様性の把握や評価のための科学的基盤の整備 .....                         | 35 |
| (3) 野生動植物や保護地域等の保全 .....                                  | 37 |
| (4) 農林業活動や農山村の維持・活性化を通じた保全活用.....                         | 40 |
| (5) 景観・伝統文化の保全と交流の促進による活性化 .....                          | 43 |
| (6) 伝統的技術の再評価と新たな資源としての活用 .....                           | 45 |
| (7) 自然体験・環境教育の場としての活用 .....                               | 45 |
| (8) 地域における多様な主体の参加と協働による取組の促進・支援.....                     | 46 |

## 1. 問題の背景

### (1) 里地里山の定義と特性

里地里山は、集落を取り巻く農地、ため池、二次林と人工林、草原などで構成される地域であり、相対的に自然性の高い奥山自然地域と人間活動が集中する都市地域との中間に位置しています。里地里山の環境は、長い歴史の中でさまざまな人間の働きかけを通じて形成され、動的・モザイク的な土地利用、循環型資源利用が行われてきた結果、二次的自然に特有の生物相・生態系が成立し、多様な生態系サービスを楽しみつつ自然と共生する豊かな生活文化が形成されてきました。

### (2) 里地里山の現状

里地里山はわが国国土の約4割を占めています<sup>1</sup>が、昭和30年代以降の生活や農業の近代化にともない、二次林は手入れや利用がなされず放置される箇所もみられるようになっており、二次草原は大幅に減少するとともに、昭和50年代頃からは耕作放棄地も増加しています。

生物多様性国家戦略では、国土全体の生物多様性の危機として、人間活動や開発による「第1の危機」、里地里山などにおける人間活動の縮小による「第2の危機」、外来種など人間により持ち込まれたものによる「第3の危機」と、「地球温暖化による危機」を挙げています。里地里山においても、開発による生物の生息環境の消失や悪化、また、外来種による生態系の攪乱等も生物多様性保全上の重要な課題として認識する必要があります。

その認識に立った上で、本行動計画では、特に人の営みによって維持されてきた里地里山における、人のかかわり方の変化による「第2の危機」に焦点を当てます。全国各地の里地里山では、以下①から⑤に述べるように、人手が入らず人目が届かなくなることが原因となって、動植物の生息・生育環境の質の低下、野生鳥獣との軋轢、ゴミ投棄、景観・国土保全機能の低下などのさまざまな問題が生じています。

#### ①動植物の生息・生育環境の質の低下

里地里山の森林では放置にともなう植生遷移の進行によって、タケ・ササ類の侵入、灌木やつる植物の繁茂、高木の径木化などが進行し、林冠から日光が入りやすい明るい林から暗い林へと環境の変化が進んでいます。また、水田周辺では、耕作放棄地の増加や水路、ため池の管理不足などによって水辺環境の多様性が失われつつあり、草地でも採草・放牧などの利用の衰退とともに灌木の侵入・繁茂が進行しています。

---

<sup>1</sup>全国の1kmメッシュのうち、農耕地、二次草原、二次林の合計面積が50%以上を占め、かつ少なくともその二つの要素を有するものの割合 平成20年度重要里地里山選定等委託業務報告書より

このような変化は里地里山の環境に依存してきた動植物にとって生息・生育環境の質の低下や喪失を意味します。このためこれらの動植物種は、生息状況の悪化や衰退が進んでいます。

#### ②人と野生鳥獣の軋轢の深刻化

農山村地域において人口の減少や高齢化の進行、耕作放棄地の増加、未収穫作物の放置などに見られるように人の活動が後退したこと、また、狩猟者の減少と高齢化による捕獲圧の減少などにより、全国的にシカ、イノシシ、サルなどの中・大型哺乳類の分布域が拡大する傾向が見られており、これらの獣類による農林業や生活への影響が深刻化しています。シカの分布の拡大にともないヤマビルも分布を拡大し、一層森林に入りにくくなる事態も生じています。

#### ③ゴミの投棄

都市周辺などでは、里地里山の管理されず人目が届きにくくなった箇所が粗大ゴミや産業廃棄物の違法投棄場所になるような事例も目立っています。

#### ④景観や国土保全機能の低下

各地の里地里山では、耕作放棄地や手入れの行き届かない森林がみられるようになっており、人の営みと自然が調和した伝統的な農山村の景観が失われつつあります。また、竹林の侵入や水田の減少などにより、水源の涵養や土砂流出の防止など里地里山の国土保全機能の低下も懸念されています。放置された里地里山は防災上も問題を抱えています。

#### ⑤管理の担い手の活力の低下

里地里山の環境は、これまで農林業者など地域の人々が農林業生産や生活の場として利用することにより維持されてきました。里地里山の多面的な価値もそうした利用を通じて創出、発現されてきたものです。

しかし、現在進行している里地里山の荒廃は、燃料革命や営農形態の変化など社会経済の変化にともなう森林や農地の利用の低下、さらには人口の減少や高齢化の進行にともなう農林業者や集落の活力の低下が主な要因となっていると考えられます。こうした中で農林業者や地域コミュニティといった従来の担い手だけで里地里山の保全活用を進めていくことは困難になってきています。

### (3) 里地里山の重要性

里地里山を特徴づけている水田、畑などの農地、ため池や水路、スギなどの人工林、薪炭や採草に利用された里山林、草地などは、農業、林業などの人間の活動が、地域で培われてきた知識や技術を活かしながら風土に根ざした形で繰り返し持続的かつ安定的に行われてきた結果形成され、維持されてきたものです。

このような里地里山は、まずは、農林業の場、生活の場として維持活用されることが重要です。特に、近年、森林の有する多面的機能の発揮が重視される中で、里地里山は、生きものと共生する場として重要性が高まっています。

里地里山は本来の農業生産や林業生産の役割を果たしているほか、以下のような多様な意義や機能を発揮しています。

## 1) 生物多様性の保全

里地里山の環境は、日本列島に住み着いた過去の人々が約 3000 年<sup>2</sup>という長い歴史を通じて、農業や林業などの営みを通じ自然に働きかけることによって形づくられ維持されてきたものです。定期的に伐採や下刈りが行われてきた雑木林や草地、農業用水として管理されてきた水田周辺の水路、ため池など、里地里山には多様な生物の生息環境が形成され、こうした環境を好む特有の生物の生息・生育の場となってきました。これらの動植物の中には、氷河期が終わって日本列島が温暖化する中で、落葉広葉樹林や草原などをすみかにして生き延びてきた遺存種や日本の固有種も多く含まれています<sup>3</sup>。

このような里地里山は、奥山や高山などに残された原生的な自然とともにわが国の生物多様性を支える重要な地域といえます。しかし昭和 30 年代以降、管理の衰退などにもない雑木林、草原のチョウや草本類、水田地帯の淡水魚類などかつて身近に見られた里地里山の動植物の衰退が進んでおり、それらの中には絶滅の危機に瀕しているものも少なくありません<sup>4</sup>。国の絶滅危惧種が集中している地域のうち、その半数近くが里地里山メッシュ内に分布しています（図 1）。里地里山の生物多様性は長い年月にわたる人と自然との共生が作り上げてきたものであり、里地里山環境の適切な保全を図っていく必要があります。

## 2) 新たな資源としての価値

バイオマス資源の利用技術の発展にともない、里地里山にストックされている人工林や二次林の森林資源やススキなどの草木質資源は、新たな経済資源としての活用が期待されています。例えば、人工林の間伐や里山林の管理によって生じる木質バイオマスはペレット等として地域で利用されており、このようなバイオマスの利用は、里地里山の適切な利用が図られることにより生物多様性の保全にもつながります。

---

<sup>2</sup>里地里山的環境の形成は、農耕文明が開始された弥生時代初期（紀元前 1000 年頃）から始まったと考えられており、近畿地方では、里山の植生は照葉樹林の二次林→落葉広葉樹二次林→アカマツ林という順に変化していったと考えられている。出典：服部（未発表）

<sup>3</sup>里地里山に生息・生育する氷河期の遺存種の例：ミドリシジミ、オオミドリシジミ、ギフチョウ、シデコブシ、ハナシノブ、カタクリ、ヒメスゲなど

日本固有種の例：タナゴ、イタセンパラ、オニヤンマ、ヒカゲチョウ、ギフチョウ、ハナノキ、ササユリ、ウラシマソウなど

<sup>4</sup>里地里山を生息・生育環境とする絶滅危惧種の例：メダカ、タガメ、ホクリクサンショウウオ、ハリヨ、スイゲンゼニタナゴ、クロシジミ、オオウラギンヒョウモン、ベッコウトンボ、ハナシノブ、アツモリソウ、デンジソウなど

### 3) 景観や伝統的生活文化の維持

集落と水田や雑木林、小川、ため池などが一体となった里地里山の景観は、各地の自然的・社会的条件に応じて多様であり、それぞれがふるさとの「原風景」として地域住民の心のよりどころとなってきました。また、里地里山では、長年にわたる人と自然のかかわりを通じて培われた地域固有の「食」や工芸、伝統行事などの生活文化が伝えられてきました。

今日、地域とのふれあいや地域らしさを求める観光への志向の高まりにともない、このような里地里山の景観や生活文化は、エコツーリズムやグリーンツーリズムの対象として注目されつつあり、地域活性化の新たな資源としての価値が高まっています。

こうした景観や生活文化の基盤としても里地里山の適切な保全を図っていく必要があります。

### 4) 環境教育・自然体験の場

全国的に都市化が進行する一方で、国民の自然とのふれあいの機会が減少しており、特に子供たちの自然離れが憂慮されています。遊びや生活の中で豊かな自然や生きものと接し、交流した体験は、その後の健全な心身の発達に欠かせないものとされています。居住地周辺にあって多様な生きものや景観、生活文化を有する里地里山は、自然観察などの環境教育・環境学習のみならず、農林業体験、山村生活体験などさまざまな体験活動の場としての活用が可能であり、現に各地でこうした活動が活発に実施されています。

また、中高年層を中心に社会貢献活動の対象として里山整備などへの関心が高まっており、これらの教育・体験活動のフィールドとしても里地里山の適切な保全と活用を図っていく必要があります。

### 5) 地球温暖化の防止

地球温暖化防止への取組が、国、地方公共団体、企業、国民それぞれに要請されている中で、森林資源等を活用したCO<sub>2</sub>吸収や排出削減の促進も期待されています。

間伐などの適切な森林管理を行うことにより、吸収源としての機能を十分に発揮させることができます。また、適切な森林管理や農業生産から生み出される木材や草木質系バイオマスを活用することによりCO<sub>2</sub>の排出削減にも貢献できます。国や一部の地方公共団体では、これらの吸収・排出削減量をクレジット等として認証する仕組み<sup>5</sup>も構築されています。こうした仕組みを活用しつつ、適切な森林・農地管理の推進や木材・草木質系バイオマスの利活用を通じて、里地里山は地球温暖化防止にも大きな役割を果たすことができます。

---

<sup>5</sup> 国による認証制度として、森林整備による吸収量やバイオマス利用等による排出削減量を、カーボン・オフセットに用いるクレジットとして認証する「オフセット・クレジット（J-VET）制度」が平成20年11月より開始されている。



環境省版レッドデータブックに掲載されている種のうち、植物種5種以上または動物種5種以上が生息している地域のうち、半数近くが里地里山メッシュ\*内に存在。

(※) 2次メッシュのうち二次林が優先する2次メッシュ、農地が優先しかつ二次林が存在する2次メッシュ、二次草原が優先する2次メッシュを抽出

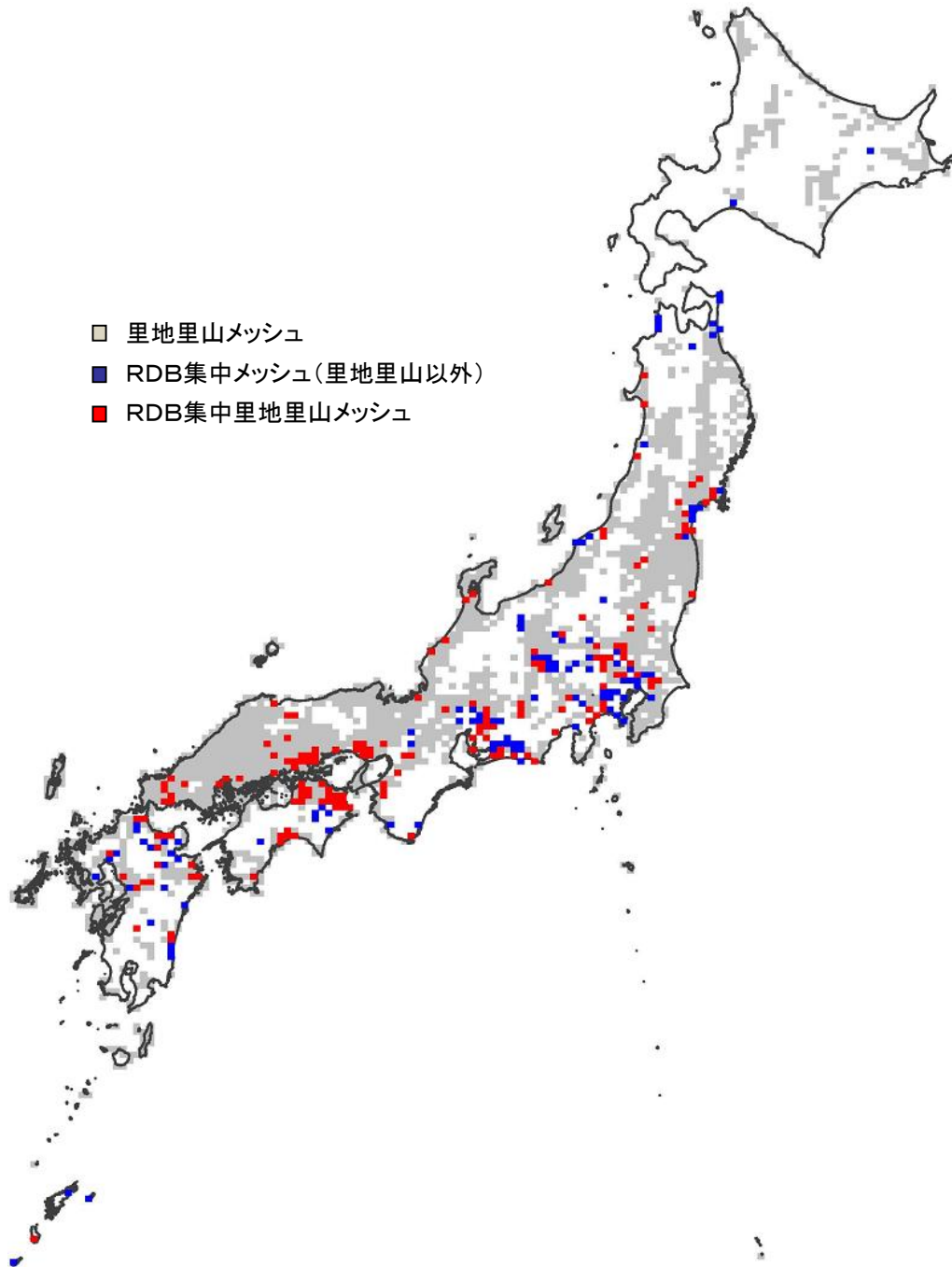


図1 絶滅危惧種集中分布域の配置図

データ出典：  
自然環境保全基礎調査、動植物分布調査（環境省）

## 2. 里地里山保全活用行動計画の目的と位置付け

### (1) 行動計画の目的

里地里山保全活用行動計画は、国をはじめ地方公共団体、企業、NPO、農林業者等里地里山に関わるさまざまな主体に対し、里地里山の重要性、里地里山の保全活用の理念、方向性、取組の基本方針及びその進め方を提示するとともに、国が実施する保全活用施策を具体的に示すことにより、里地里山の意義についての国民の理解を促進し、多様な主体による保全活用の取組が全国各地で国民的運動として展開されることを目的とします。

なお、1(3)冒頭にも述べたように、里地里山は、まずは農林業の場、生活の場としての保全活用が図られる必要がありますが、本行動計画は、第一次産業の振興や農山村の活性化を目的とした施策については対象とせず、生物多様性や自然とのふれあいの観点からとりまとめたものです。

### (2) 行動計画の位置付け

里地里山保全活用行動計画は、生物多様性国家戦略 2010 における第 2 の危機の認識や里地里山・田園地域に関する国土のグランドデザインなどを踏まえたものとし、国の里地里山地域における生物多様性国家戦略 2010 の具体的な施策展開のための実行計画と位置付けます。

また地方公共団体が行う里地里山保全活用施策の立案や実施に対しては、本計画はガイドラインとしてこれらを促進、支援する役割を担うものとし、地方公共団体による生物多様性地域戦略の策定にあたっては地域の特性に応じて本計画の考え方が反映されることが期待されます。(図 2)

里地里山に関わるさまざまな主体に対し、里地里山の保全活用の重要性、保全活用の理念・方向性、取組の基本方針、進め方を提示、また、国による保全活用施策を具体的に示すことにより、

- ・里地里山の保全活用の意義について国民の理解を促進し、
- ・多様な主体による保全・活用の取組が、全国各地で国民的運動として展開されるように促進する。

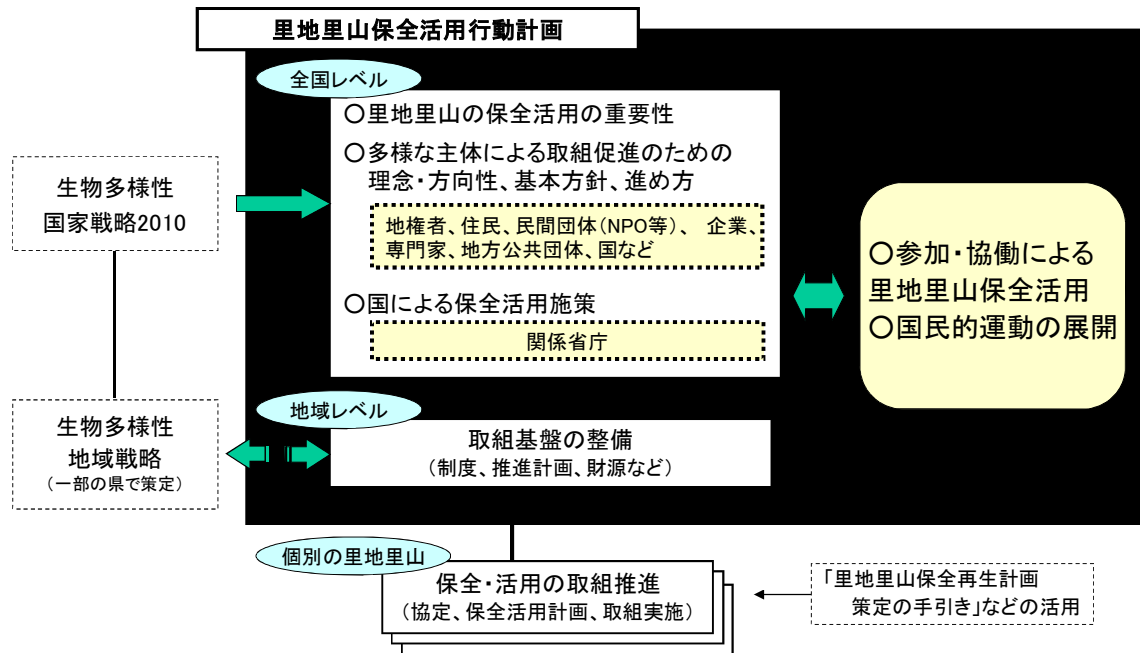


図2 里地里山保全活用行動計画の目的と位置付け

### 3. 里地里山保全活用の理念

里地里山はわが国の生物多様性保全上重要な地域であり、また、食料・水の供給、防災・生活環境保全、景観、文化など国民生活や精神文化の基盤ともなっています。また、自然と共生してきた日本人の暮らし方を学び、体験し、引き継ぐ場としても重要です。

このようなさまざまな役割の基盤となっている里地里山の生態系の安定的な存続のため、生態系や自然の復元力に見合った自然資源の管理と循環的な利用を推進し、地域の伝統的な自然共生の知恵に学びつつ、科学的知見に基づく展開を図るものとします。

そして、こうした多面的な価値を有する里地里山を、あらゆる立場からの参加と協働により共有の資源（新たなコモンズ）として支え、国民全体で未来に引き継いでいくこととします。

#### 4. 保全活用の方向性

生物多様性国家戦略 2010 第 1 部第 3 章第 2 節の「生物多様性から見た国土のグランドデザイン」では、奥山自然地域、都市地域、沿岸域など国土の地域区分に応じ、その 100 年先を見通した目標像が示されていますが、里地里山・田園地域については、以下のようなイメージが示されています。

- ・農地を中心とした地域では、自然界の循環機能を活かし生物多様性の保全をより重視した生産手法の農業が行われ、生産基盤の整備の際には田んぼと河川との生態的なつながりが確保されるなど、農の営みとともに維持されてきた動植物が身近に生息・生育している。
- ・環境保全型農業が広がることによって国内の農業が活性化し、農地が維持されている。
- ・二次林については、範囲は限られているが積極的に維持管理を図ることとされた地域は、明るく入りやすい森林として管理され、季節の変化に富んだ風景が作り出されている。大きく広がっていた竹林は、一部は自然林や二次林として再生される。人工林は間伐の遅れが解消され、立地特性に応じた広葉樹林化、長伐期化などにより生物多様性保全機能が高まっている。
- ・二次草原は、草資源のバイオマス利用などを通じて維持管理が継続され、希少だった動植物種が普通に見られるようになっている。
- ・多様な土地利用・資源利用を通じて、里地里山にさまざまなタイプの生態系が混在する状態が復活している。
- ・多様な森林づくりの進展による生息環境の改善に加え、防除対策や個体数調整などにより、クマ、シカなどの中・大型哺乳類は人里に出没しにくくなっている。
- ・里地里山では風景が美しく保たれ、都市住民の移住や国外からの観光客の増加、エコツーリズムの浸透もあって、生き生きとした地域づくりが実現している。
- ・里地里山の価値が広く国民に認識され、公的又は民間の資金やボランティアにより維持管理の一部が支えられるようになっている。
- ・地域ごとの生物多様性を利用する伝統的な知識、技術が引き継がれ、地域の文化と結びついた固有の風土が尊重されている。

ここでは、上記生物多様性国家戦略 2010 の長期的な目標像を踏まえ、当面の 10 ヶ年におけるさまざまな主体による里地里山保全活用の施策・取組全体の基本方向として、以下の 3 点を設定します。なお、本計画の計画期間は 2020 年までのおおむね 10 年とします。

##### (1) 国民的取組の推進

里地里山の価値への幅広い国民の理解が進み、農林業者や地域コミュニティにとどまらず、さまざまな立場の人々が里地里山を共有の資源と感じ、保全活用の取組に積極的に参

加・協力している状態を目指します。すなわち都市住民を含む多くの人々が里地里山からの恵みを受け取るとともに、公的または民間の資金やボランティアにより維持管理の一部が支えられ、また、それらを通じて地域の中の豊かな人のつながりが生まれ、活動が持続していくことを目指します。

## (2) 地域の典型的里地里山の保全活用を通じた国土レベルでの生物多様性の保全

国土の約4割という広がり方を考慮すると、里地里山の保全活用には重点的な取組が必要です。このため、自然的・社会的特性に応じ、それぞれの地域において典型的な里地里山の保全活用が確保されている状態を目指します。また、それぞれの地域での典型的な里地里山の保全活用を、広域的な生態系ネットワークも考慮しながら進めることにより、国土レベルでの里地里山の生物多様性保全の実現を目指します。

典型的な里地里山を選定する観点や基準は、里地里山の多面的価値を考慮すると、地域（例えば都道府県レベル）の選択によるべきと考えられますが、生物多様性が特に重要な場、生きものと共生する農林業が盛んに行われている場、伝統的生活文化やふるさとの景観が見られる場、などが考えられます。生物多様性が特に重要な場としては、里地里山環境に依存する絶滅危惧種が集中して分布する地域やレッドリスト掲載種、固有種等の主要な生息・生育地などが想定されます。

## (3) 多様な生態系サービスの発揮と地域活性化

多様な土地利用・資源利用を通じ、里地里山にさまざまなタイプの生態系が混在する状態が確保されることにより、水、食料、燃料を始めとする生活に必要な多様な物資の供給（供給サービス）、野生生物の生息・生育地の提供、土壌浸食の低減、水源涵養、炭素固定などの役割（調整サービス）、さらに社会的、文化的、宗教的、精神的な支柱としての役割（文化的サービス）など、その多面的な恩恵（生態系サービス）が発揮されることを目指します。

またこれらを通じて、地域社会の活性化・地域振興にも貢献できることを目指します。

## 5. 保全活用の基本方針

### (1) 各主体の役割分担

里地里山は農林業者や集落など地域コミュニティによって形成され維持されてきたもので、地域の自然条件、社会条件、歴史文化の所産といえます。このため、里地里山の保全活用は、それぞれの地域の主体による自発的な取組が基本となります。

しかし、1(3)のように、里地里山は多様な価値や機能を有しており、その恩恵が広い範囲に及んでいる一方で、地域の担い手だけでは維持が困難になっており、保全活用はより広域の、あるいは国民全体の支援が必要となっています。

このため、今後の里地里山の保全活用は、農林業者や地域コミュニティだけでなく地域住民、NPO、企業、行政などの幅広い主体の参加を促しつつ、国民的運動として進めていくことが重要になっています。その場合国には、各省連携で先導的事業を自ら実施することを通じて地域の取組を促し、国民的運動につなげていくことが求められます。

国、地方公共団体、企業、農林業者や地域コミュニティ、市民・NPO、専門家・研究者は、それぞれの立場から以下のような役割を分担していく必要があります。(図3)

#### 1) 国

国は持続可能な自然資源の利用・管理を世界各地で促進するSATOYAMAイニシアティブの取組を進めると同時に、各省庁の施策の連携による効果的な推進に留意しつつ、以下のような取組を推進します。

##### ①全国的な取組基盤の整備

幅広い関係者が里地里山の保全活用に取り組むための基盤づくりとして、国民に対する里地里山の意義の普及、本計画の推進、里地里山の保全活用に関連する制度や体制の整備等を行います。

##### ②個別地域の取組への支援

各地域における里地里山の保全活用の取組促進に資するため、「里地里山保全再生計画策定の手引き」の活用、特徴的な取組事例の紹介、取組の進め方や管理の技術・手法の研修などを行うとともに、生物多様性保全などの観点から地域の活動主体等に対する活動経費等の支援を行います。

## 2) 地方公共団体

地方公共団体に期待される役割は以下のとおりですが、先進的な地方公共団体においては、多様な主体の連携・協働による保全活用を支援する条例や助成制度の整備、保全活用推進のための計画の策定、ボランティアの養成や技術研修などの取組がすでに進んでおり、各地域の里地里山保全活用の促進に重要な役割を果たしています。

### ①広域的な取組基盤整備

住民の里地里山の意義に対する理解の促進、多様な主体による連携・協働を促進するための制度や支援組織の整備、都道府県レベルの推進計画・指針等の策定などによる個別の地区を越えた広域的な保全活用の取組基盤の整備。

### ②個別地域の取組への支援

個別地域の取組に対する活動実施経費や資材等の助成、指導者やボランティアの育成、里地里山管理の技術・手法の研修、活動実施マニュアル等の整備など。

こうした取組がさらに全国に波及していくよう、国は、各省庁協働による研修コース、支援メニューに関するワンストップ相談サービスなど、相互に情報共有が可能となるような場の設定や機会の提供を通じて、地方公共団体による取組の活発化を推進します。

## 3) 企業

企業の社会的貢献への取組が進む中で、里地里山の保全活用における新たな担い手として企業の役割が注目されています。生物多様性の保全や地球温暖化防止等の観点からの資金等の協力を実施したり、自ら NPO や行政等と連携し、保全活用に取り組むことが期待されます（参考 1）。特に地方に本社を持つ企業や商工会議所、JA などは、地域資源を活用した特産品づくりに関わるなど里地里山保全への関心が高く、地域に根ざした活動の一環としての里地里山保全活用の取組の拡大が期待されます。

## 4) 農林業者や地域コミュニティ

地域に根ざした主体として、外部の支援者や行政などとの連携を図りながら、保全活用を担うことが期待されます。

## 5) 市民・NPO

自ら里地里山の保全への関心や理解を深め、里地里山の保全活用や生物多様性のモニタリング調査に直接参加したり、里地里山産品の購入や寄附などを通じて間接的に保全活用を支援することなどが期待されます。



## 6) 専門家・研究者

住民等への里地里山の重要性の理解の普及、生きもの調査やモニタリング等の指導、生物多様性の観点からの保全活用の取組の方向づけなどの役割を専門の立場から担うとともに、地域における保全活用の取組のコーディネーターとしての役割も期待されます。また大学においては、学生達が保全活用の実働部隊として参加しているケースも多く、現場での保全活用の担い手としての役割も期待されます。

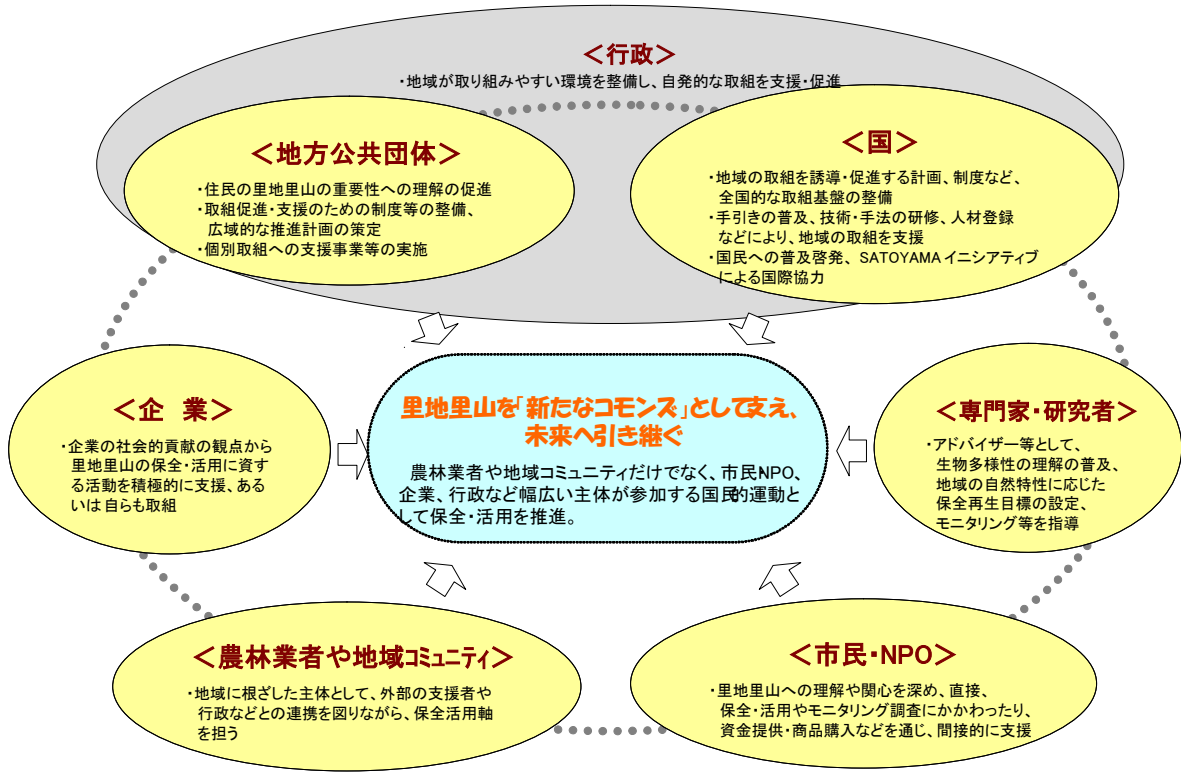


図3 各主体の役割

## ＜日本経団連生物多様性宣言（抜粋）＞

### 1. 自然の恵みに感謝し、自然循環と事業活動との調和を志す

私たちは、生物多様性が生み出す自然の恵み（生態系サービス）に大きく依存している事実に感謝する心を養い、地球誕生以来営まれてきた大気、水、土、生物を含む自然循環機能と事業活動との調和を目指し、自然との共生を志す。

### 3. 生物多様性に資する行動に自発的かつ着実に取り組む

私たちは、自らの社会的責任の大きさを自覚し、事業活動に伴う生物多様性への影響低減や、生物多様性の実質的な保全につながる社会貢献活動に、自発的かつ着実に取り組む。取り組みにあたっては、個々の経営内容や経営理念に応じて、持てる経営資源を活用し、創意工夫を凝らして行動するよう心掛ける。

### 6. 国内外の関係組織との連携、協力を努める

私たちは、生物多様性への取り組みをより実効あるものにするため、国内外のあらゆる関係者との間で生物多様性に関する認識の共有を図り、連携、協力を積極的に推進する。

### 7. 生物多様性を育む社会づくりに向け率先して行動する

私たちは、生物多様性に関する深い認識のもとに、社会とのコミュニケーションを図りつつ、率先して生物多様性に対する社会的責任を果たすことにより、持続可能な地球社会のために貢献する。

## 行 動 指 針

### 3. 生物多様性に資する行動に自発的かつ着実に取り組む

3-3 自らの事業活動に関わらない生物多様性問題についても、社会貢献活動として取り組む。

### 7. 生物多様性を育む社会づくりに向け率先して行動する

7-1 従業員に対する自然環境教育を、地域社会、NGO 等と連携して、積極的に実施する。

7-2 社会全体の生物多様性を育む意識の向上に努める。

(「日本経団連生物多様性宣言」2009年3月17日(社)日本経済団体連合会より抜粋)

## (2) 連携・協働の促進

農林業者や集落など従来の担い手による管理が困難になる中で、里地里山の維持管理を継続するためには持続性のある労力・資金の確保が必要になっており、都市住民、NPO、企業、大学などの新たな担い手や行政など多様な主体が参画する、連携・協働による保全活用の取組を促進していくことが重要です。

そのためには、関係者間の協定締結、協議会の設置等の協働のための基盤を各地域で構築していくことが必要であり、既存の制度・枠組みも最大限活用しつつ、これらの根拠となる制度の整備やコーディネート組織の設置(参考2)を地域の特性に応じ進めていくこととします。

また、広域的な連携の観点からは、企業や国民ひとりひとりの協力も重要であり、幅広い企業や国民による参加・支援の受け皿となる組織、基金等の活用及び整備を進めます。

(図4)

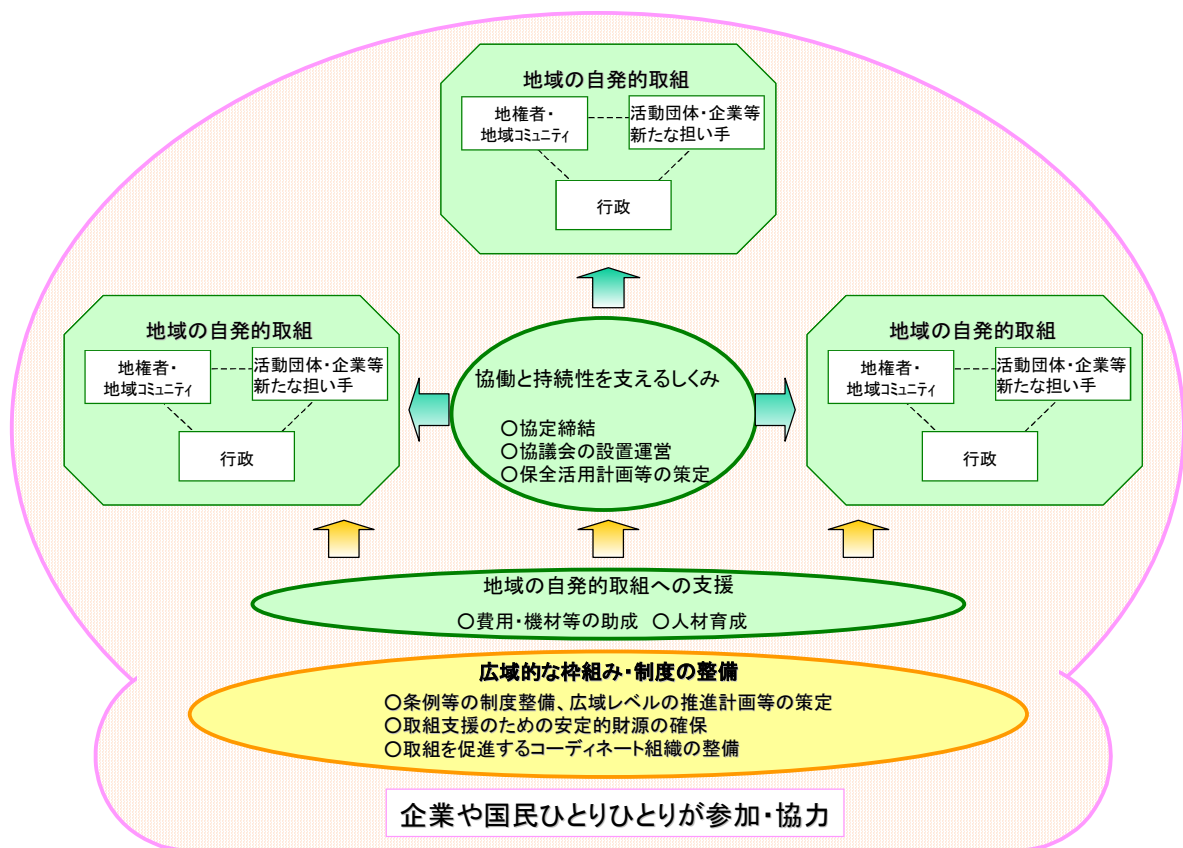


図4 連携・協働の促進

### (3) 地域特性に応じた対応

里地里山は地域によって自然的・社会的条件が異なっており、保全活用の取組にあたっては、地域特性に応じた手法の選択に留意する必要があります。

都市地域周辺の里地里山では、ボランティア活動や自然学習・自然体験などに取り組むNPO、企業、学校等地域の外からの担い手が期待され、これら地元外の主体との協働を進めていくことが効果的です。

これに対し、中山間地域では、里地里山の保全活用の主な担い手は地元の農林業者などであり、エコツーリズムや地場産品の活用など地域の産業活動、地域振興と結びつけた取組を軸にすることにより持続性を確保していくことが考えられます。

沿岸域においては里地里山と海域の距離が近く、地域の連続性、一体性を踏まえて沿岸域の住民、地域コミュニティ等との協働を進めていくことが効果的です。

また、以上のような取組では、自然的・社会的な地域のまとまりごとに典型的な里地里山の保全活用を図り、これらを拠点として地域全体への波及が図られるよう配慮します。

なお、中山間地域においては、里地里山には奥山地域に近い森林まで広い範囲が含まれます。また、人口の減少、高齢化の進行などにより、保全再生の担い手の状況はより厳しいものがあります。このため、地域の自然的・社会的条件に応じ、二次林や人工林として引き続き管理を行うとともに、特に奥山地域に比較的近く、手入れをしないで自然林に移行するのが一般的なタイプの里山林については、自然の遷移にゆだねることを基本として、必要に応じて植生の復元を図ること等により適切な保全管理を進めます。（図5）

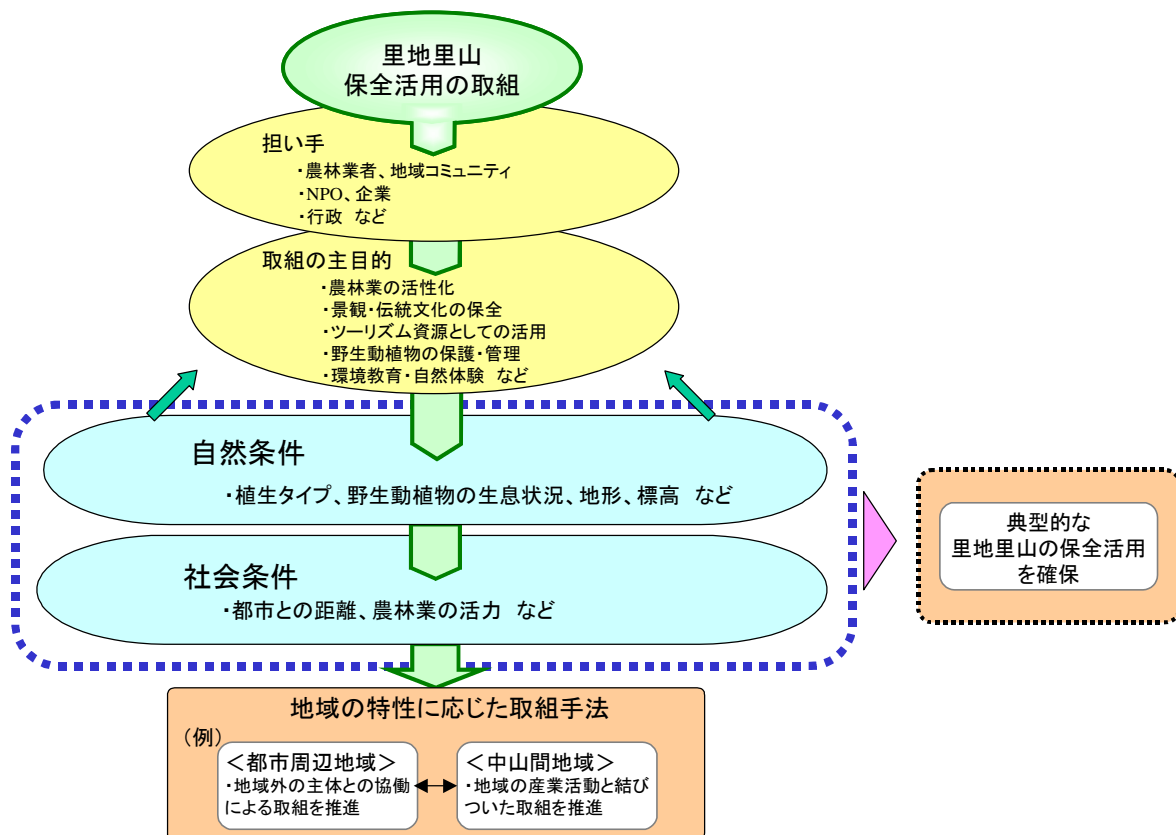


図5 地域特性に応じた対応

#### (4) 生物多様性の観点の反映

里地里山の保全活用は、その多面的な価値を反映して、さまざまな主体によるさまざまな目的での取組が想定されますが、それらが生物多様性の観点からも効果的なものとなるよう留意する必要があります。それには、里地里山環境に依存する動植物の分布情報など基礎的情報を整備した上で、生物多様性保全上重要性の高い里地里山において優先的に取組を進めること、また、継続的なモニタリングに基づき予測や対応を柔軟に見直す順応的管理を行うことが重要です。このため、地域における各種の取組にあたっては、生物多様性に知見を有する専門家の参画を促進し、生物情報の把握や適切な目標設定、フィードバックによる管理などが確保されるよう配慮します。

## 6. 保全活用の進め方

本項では、4. 及び5. に沿って、国、地方公共団体、民間団体、企業、大学など多様な主体がさまざまな目的のもとに実施する保全活用施策に共通する横断的な課題について、その進め方を示します。

### (1) 国民的取組のための基盤づくり

国民共有の資源である里地里山の保全活用を幅広い主体の参画により推進するために、本計画で示す保全活用の方向性、基本方針等の普及・推進を図ります。

また、国民、企業等による寄附や協賛金の受け皿となる基金などの設置（参考2）、適切な保全活用活動の表彰・認証（参考3）、生物多様性保全に資する農林産品の推奨制度（参考4）など、国民的参加を促進するための仕組みを整備します。

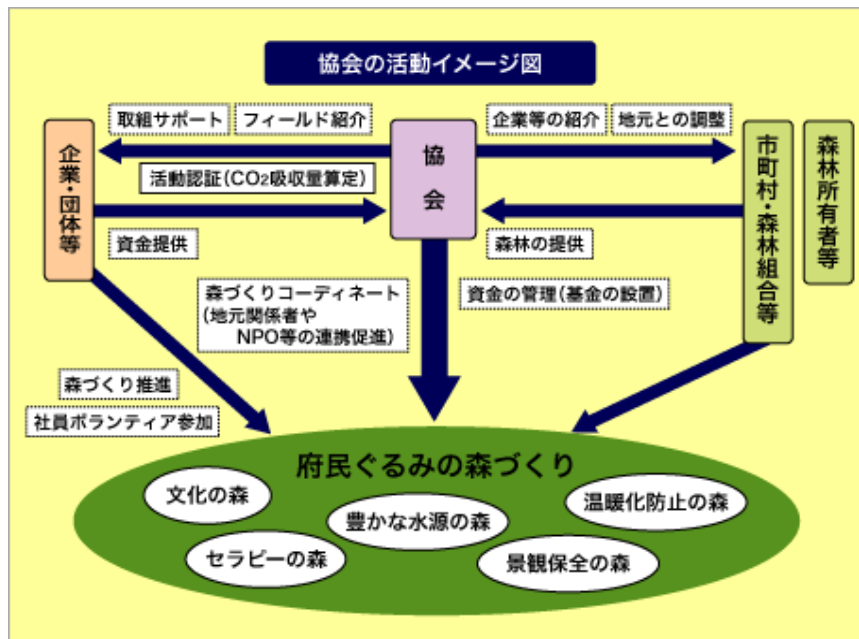
国民的取組の前提として国民各層に里地里山の価値や重要性の理解を広げ協力を呼びかけていくことをねらいとして、生物多様性、景観、文化等に関する情報提供やすぐれた資質を有する里地里山の評価選定などを積極的に進めます。

また、自然体験やボランティア活動など国民が里地里山と直接ふれあいその魅力を知ることのできる機会を拡大していきます。

さらに、具体的な国民運動としての展開を図っていくために、国民各層の幅広い人々が参加できる全国レベルの連携の場づくりや里地里山の保全活用に取り組む地方公共団体や活動団体等のネットワーク構築を進めます。

### ■協働を支える（社）京都モデルフォレスト協会の活動（京都府）

- ・ 京都府では府民ぐるみの森づくりを進めるため、モデルフォレスト運動を提唱。これは、森林を核とする持続可能な地域づくりを目的として、地元住民に加えて、多面的機能の受益者である都市住民、ボランティア、NPO、企業等が参加して森林を守りはぐくみ、木材の循環利用を促進する実践運動である。
- ・ 京都モデルフォレスト協会は、この運動の推進組織として、平成18年11月、活動への参加、活動への支援、地域材の利用推進を目的に設立された。フィールドとなる森林の斡旋、募金呼びかけと資金管理、取組のサポートなどを実施している。
- ・ 協会設立を機に企業参加の森づくりが加速し、現在、府内28団体により26箇所（平成22年3月現在）で行われているが、協会は、企業に対してはフィールドの紹介、資金提供の受け皿となり、所有者や市町村に対しては企業等の紹介、調整などのマッチング機能などを担う中心的役割を担っている。企業に対する活動認証（CO2吸収量の認証）、企業等からの資金による森づくり活動の支援も重要な機能である。
- ・ 府民参加の森づくりの一環として、普及啓発イベントへの出展、広報誌の発行、ホームページでの情報発信、森林体験ツアーの開催などを行い、幅広い普及啓発により、森づくり活動への参加、寄付金や募金などの底辺拡大にも結び付けている。



出典：（社）京都モデルフォレスト協会ホームページ

図6 多様な関係者を結ぶ京都モデルフォレスト協会の役割

### (参考3) 里地里山の保全活用に関わる活動の表彰・認証事例

#### ■ 「みんなで自然を守る活動」の認証制度（三重県）

- ・ 三重県では、自然観察会や生きもの調査など地域の活動団体による自然環境保全活動を「みんなで自然を守る活動」として認証している。団体からの申請（活動の概要や団体規約などを添付）を受けて、知事が認証を行う。
- ・ 認証の基準は以下のとおり。
  - 活動内容が自然環境保全に資するものであること
  - 活動が継続しており、かつ、今後も見込まれること
  - （活動内容に動植物保護が含まれる場合）活動地の生態系に配慮したものであること
  - 活動地の土地所有者等と活動について、調整が図られていること
  - 活動地及び活動内容が里地里山保全活動計画の認定（※）を受けていないこと
- ・ 認証された団体には、団体からのメッセージ等を掲載した認証表示板の交付、県ホームページ等での活動内容等の紹介、活動に関する情報提供やアドバイス等の支援が行われている（いずれも団体が希望する場合）。
- ・ これまで、クヌギ、コナラを主とする里山を近隣の小学校や子育て支援グループに提供し、子供達への環境教育に役立っている NPO 法人などが認証されている。

（※）里地里山の管理作業などを行っている団体に対し、団体からの申請によりその活動計画を知事が認定し、機材や苗木の購入経費などを補助する制度。三重県自然環境保全条例に基づく。

出典：三重県ホームページ

### (参考4) 農林産品の推奨制度の事例

#### ■ 『コウノトリの舞』農産物生産団体認定制度（兵庫県豊岡市）

- ・ 豊岡市は、コウノトリの野生復帰をシンボルとして豊かな環境と暮らしの両立を目指すさまざまな環境施策を展開しており、安全・安心な農産物を供給するため「コウノトリの舞」農産物生産団体認定制度を設けている（平成 16 年 3 月）。
- ・ この制度は、兵庫県が認定した「ひょうご安心ブランド農産物」を生産する団体のうち、更に環境に配慮した栽培方法により生産している団体を豊岡市が認定するもの。
- ・ 認定団体が生産した農産物は「コウノトリの舞」農産物として、認定ステッカーを貼り付けて出荷・販売することができる。
- ・ 「JA たじま」ではこの制度を受けて、コウノトリの餌場となる水田づくりに向けて、化学農薬、化学肥料の不使用もしくは低減、また、生き物を育む栽培技術（冬期湛水、水田魚道の設置など）の普及に取り組んでおり、できた米を「コウノトリ育むお米」として販売している。

出典：豊岡市ホームページ



## (2) 経済的手法の導入

地域製品のブランド化や高付加価値化を高めるとともに、財源確保にもつなげていくため、地球温暖化対策として導入されている資金メカニズム等経済的手法の活用を検討します。

### ①森林の多面的機能の評価・認証によるインセンティブ

地域で生産される木材及び活動フィールドとしてのブランド化、高付加価値化を図ることによって森林所有者などのインセンティブを高め、管理を促進します。また、国や地方公共団体のCO<sub>2</sub>排出削減・吸収量認証制度（参考5）の活用により森林所有者などのインセンティブを高め、間伐等を促進します。

### ②里地里山の生態系サービスの評価

国際的な枠組みの下に検討が進められている「日本における里山・里海のサブ・グローバル評価（里山里海SGA）<sup>6</sup>」の展開も考慮しつつ、農林業等人の営みを通じて形成されてきた里地里山における生態系サービスの評価手法等について検討を進めます。

#### （参考5）地方公共団体によるCO<sub>2</sub>吸収量の評価・認証制度の事例

##### ■京都府森林吸収量認証制度（京都府）

- ・ 京都府地球温暖化対策条例では、大規模事業者等に排出量削減計画書等の提出を求め公表することにより、自主的な削減の取組を促進している。
- ・ 条例では、削減目標を達成するための補完的手段の一つとして、「森林の保全及び整備」が位置付けられており、独自の「京都府森林吸収量認証制度」が設けられている。
- ・ この制度の認証機関として社団法人京都モデルフォレスト協会が指定されており、企業等が京都モデルフォレスト運動等に参加して取り組んだ森林の保全整備活動を、CO<sub>2</sub>の吸収量に換算して認証している（平成21年4月開始）。
- ・ 事業者はこの制度による認証を受けることにより、実施した地球温暖化対策の一つとして事業者排出量削減報告書に記載することができる。

<sup>6</sup> アナン前国連事務総長の呼びかけに基づき、2001年から2005年にかけて世界の1,360名以上の科学者により実施された世界初の総合的な地球規模の生態系評価である「ミレニアム生態系評価（MA）」の概念的枠組みを適用して、里山と里海からもたらされる生態系サービスを評価し、里山・里海の保全及び持続可能な利用・管理に向けて行動を起こすための科学的基盤を提供することを目的とし、国連大学高等研究所が事務局となり、2007年より開始。200名以上の執筆者やその他関係者の参画を得て、全国を5つの地域（クラスター）に分類した評価と、全国レベルの総合的な評価を実施。その結果は、環境省が国連大学高等研究所と共同で推進しているSATOYAMAイニシアティブの科学的な基盤を提供することにも貢献。

### (3) 持続可能な利用のための伝統的技術の保存、新たな利用技術の開発等による資源の循環利用の促進

モザイク型の土地利用や循環型資源利用・管理手法など、それぞれの地方の自然条件に応じた伝統的な里地里山利用の知恵や技術は、生物多様性の観点からだけでなく、地域にとって貴重な文化資産でもあります。その中核は高齢者が担っているものと考えられ、次世代への継承は緊急の課題といえます。本来は後継者を育てることによって引き継ぐ必要がありますが、すでに存亡の瀬戸際にあることから、これと並行して聴き取り調査や映像による記録と資料化を行い、ひとまとめに保存して必要に応じ閲覧可能な状態にしていくことが重要です。これらを参照しながら現代科学の知見を融合させることにより、地域社会における新たな展開を図ります。

また、バイオマス利用など新たな資源利用技術の開発や市場の開拓、さらに里地里山における自然資源の需要と供給をつなぐ地域内の循環システムの構築(参考6)を進めます。

#### (参考6) 伝統的な資源利用技術の再評価・新技術との統合の事例

##### ■民間企業による新技術の導入を中核とした循環型里地里山利用

- ・京丹後市では、民間企業のアミタ株式会社によって、バイオガス発電所の運営を軸にした循環型資源利用が展開されている。
- ・同社では、地域で発生した食品残渣をメタン発酵させ、発生したバイオガスを燃料とする発電を行っており、発酵後の残滓は、肥料・液肥として、無農薬栽培で使用し、生きものが豊かに共生する田んぼで、「森林ノお米」という地域循環のブランド米を育てている。これにより、地域の有機性廃棄物がリサイクルされるとともに、荒廃した農地の再生にも貢献している。
- ・プラント背後の森には、牛を自然放牧する「森林酪農」を導入。牛に下草を食べさせることで森林管理が容易になり、荒廃していた二次林の自然環境が改善された。森に隣接する工房では、自然放牧による高品質の牛乳やソフトクリームなどを製造・販売しており、新しい収益源となって農山村地域に新たな雇用の場を作り出している。

出典：アミタ(株)ホームページ

#### (4) 里地里山の現状把握とモニタリングの推進

里地里山の自然的・社会的特性は地域ごとに異なっており、その保全活用は、それぞれの地域の伝統的な自然との共生の知恵を参考としつつ、生物多様性の科学的な理解を踏まえて進める必要があります。

現状ではこれらの前提となる動植物分布情報の整備が不十分であることから、全国の里地里山環境において情報の収集、分析・評価による現状把握を進めるとともに、各地域ではモニタリングに基づき予測や対応を柔軟に見直す順応的取組を推進します。

##### ①全国の里地里山のモニタリングと評価

国は、里地里山保全活用施策の基礎データとして、全国的な里地里山関係の動植物分布や生息状況のモニタリング（参考7）を、地域コミュニティ、市民・NPO等の協力も得ながら推進します。それぞれの地域では、これらによって蓄積されたデータを踏まえ、重要な保全対象の選定などを進めます。

##### ②保全活用の取組におけるモニタリング等の強化

国は、保全活用の目標設定やモニタリング評価のよりどころとなる里地里山環境の指標について、設定の考え方・手法の検討を進めます。また、モニタリング評価にあたっては参照すべき最終的な目標像の設定が必要であり、その考え方や設定手法について検討を進めます。

各地域での里地里山保全活用の取組では、適切な活動目標や活動手法の設定、継続的なモニタリング、取組結果の点検・見直し等を専門家の協力により推進し、生物多様性の観点からの効果を高めます。

### ■モニタリングサイト 1000（里地里山サイト）の概要

((財)日本自然保護協会ホームページ及びモニ1000里地調査パンフレット（平成22年1月発行）より作成）

#### <概要>

- ・ 環境省が実施する「モニタリングサイト1000」のうち、里地里山については、(財)日本自然保護協会が全体コーディネーターとなり、「モニタリングサイト1000里地調査」が行われている。このプロジェクトは、生物相や指標生物、水環境といった総合的な環境調査を、全国の多数の場所で統一された方法で行い、里地里山という複雑な生態系の変化を全国レベルでとらえることを目指す。また、地域の市民が参加し、自らが主体となってモニタリング調査を実施することで、地域を主体とした里地里山の生物多様性の保全が実現することを目指している。

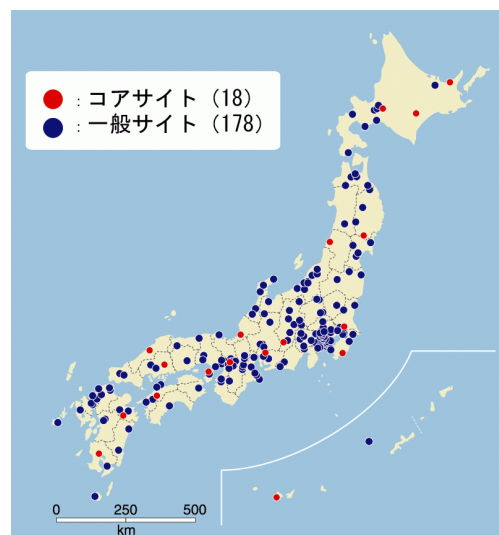


図7 モニタリングサイト1000（里地里山サイト）  
（平成22年1月現在）

#### <調査地、調査実施者>

- ・ 平成22年1月現在、コアサイト、一般サイトの2種類のサイト（調査地）が全国で196箇所設定されている。（図7）
- ・ 全国の調査参加者は、約1500人。（応募申請書より推定）
- ・ 調査団体は、地域のNPOや自然保護団体のほか、地権者、大学（東京農業大学、金沢大学、日本大学）、企業（トヨタ自動車株式会社、小岩井農牧株式会社等）、地方公共団体（京都府長岡京市）、博物館（飯田市美術博物館、日本モンキーセンター）が関わるものなどさまざまである。

| サイト種別 | 調査目的と配置の考え方   |
|-------|---|
| コアサイト | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な気候帯への均等配置</li> <li>・ 複数の調査項目を長期間（100年）実施</li> <li>・ 先行して調査を行い、調査手法の改良やデータ解析方法の確立、結果の活用方法の検討を行う</li> </ul> |
| 一般サイト | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1項目以上の調査を最低5年間実施</li> <li>・ 全国に多数設置することで、全国規模での里地里山の生態系の変化をとらえる</li> </ul>                                   |

## (5) 里地里山の特性評価等の実施とこれに応じた保全活用の実施

国土の約4割を占める里地里山の広がりや多様性を考慮すると、里地里山の保全活用では地域の特性に応じた取組対象の設定が必要ですが、その際には、地域ごとに典型的な里地里山の保全活用が確保される必要があります。

このため、自然的・社会的要素を踏まえた地域単位を設定し、生物多様性や社会的条件などから典型的な里地里山を、生態系ネットワークも考慮しながら設定する取組を進めます。

これらを地域の条件に即して実際に決定していくのは地方公共団体の役割（参考8）となりますが、国は、調査・検討に際して必要な情報提供を行うことなどにより、地方公共団体による取組を支援していきます。

また、里地里山も含めた森林の有する公益的機能の維持・発揮の観点から、森林の取扱い方法や区域の設定のあり方についても検討を進めます。

### （参考8）地方公共団体の里地里山保全活用関連施策における対象抽出の考え方の例

#### ■ 「守り伝えたい福井の里地里山30」に基づく施策展開（福井県）

- ・ 福井県は県内の里地里山の生物調査などを踏まえ、平成16年度に「守り伝えたい福井の里地里山30」を選定しており、うち10地区を対象に、農家や集落、市町村、専門家などが協力して、希少種のモニタリング調査、生息地の管理、盗採防止パトロールなどを進める里地里山保全活用推進事業を推進している。（平成20～24年度の5年間）
- ・ 事業では、関係者の参加・協働により、保全活用の目標や取組内容を示した保全活用計画を策定するとともに、地元自治会や活動団体、市町村、県の三者が協定を締結し、県と市町村が地元自治会等に対し活動経費の助成を行うこととしている。（3ヶ年）
- ・ 県自然保護センターが取組全体の調整を担っており、現在、第1号として、越前市の坂口・白山地区でコウノトリの里の復活を目指した計画が策定され、協定に基づく事業が実施されている。

#### 【対象地域抽出の考え方】

- ・ 「守り伝えたい福井の里地里山30」は、多様な生物がすむ代表的な地域という観点から、県レッドデータブック掲載種が多く出現する地区などを選定。
- ・ 事業対象10地区は、開発圧力など保全上の緊急性を基本に、さらに地元の取組意欲・可能性なども考慮して設定されている。

出典：福井県ホームページ

## (6) 地域レベルでの取組基盤の整備

里地里山の保全活用の基本は、それぞれの地域での自発的な取組であり、このため、各地域で、国は多様な主体が参加・協働する取組が内発的に進められるよう、既存関連制度の活用も含めた地方公共団体等による取組基盤の整備に対し、必要な支援を行っていきます。

### 1) 協働と持続性確保のための枠組み・体制の整備

#### ①協定等の締結促進－新旧担い手間の信頼関係と活動の持続性の担保

それぞれの里地里山で保全活用の具体的活動を実施するにあたっては、「地権者・地域コミュニティ」と「活動団体・企業等」、あるいはこれに「行政」が加わった協定の締結などの枠組みを構築（参考9）し、関係者間の信頼関係や活動の継続性を担保することが効果的であり、このような枠組みづくりを促進します。

#### ②多様な関係者の協働のための場－協議会等－の整備

多様な関係者の参加と協働によって保全活用の取組を進めていくためには、取組目標や計画の策定、各主体の事業の連携・調整などについて話し合う場が必要であり、そのための協議会等の場づくりを各地域で進めます。

#### ③保全活用の目標や取組方法を定めた計画等の策定

多様な主体による取組を円滑に進めるには、取組目標や役割分担等を明らかにし関係者が共有する必要があります。また、取組の継続性を確保したり外部からの支援の根拠とするためにも計画等の策定が必要となります。このため、取組に関わる幅広い関係者の参加による保全活用計画等の策定を促進します。

#### （参考9）協働と持続性確保のための枠組み整備の例

##### ■多様な関係者の協働のための活動協定、地域戦略、協議会等（秦野市、神奈川県）

- ・ 秦野市では、環境省「里地里山保全再生モデル事業」（平成16～19年度）の中で、多様な関係者の取組目標や役割分担を定めた「地域戦略」が策定（平成18年3月）されるとともに、地域住民、活動団体、森林組合等が参加する「はだの里山保全再生活動団体等連絡協議会」が組織され、相互に連携しながら活動を進めている。
- ・ 市は、平成19年度から市民による里地里山管理を促進・支援するため、土地所有者、ボランティア団体と市が三者協定を結ぶ「里山ふれあいの森づくり事業」を実施しており、森林整備を行うボランティア団体に対し活動費等の支援を行っている。
- ・ 平成21年には市内の2地域が「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」（平成20年4月施行）に基づく県の「里地里山保全等地域」に選定され、活動団体と土地所有者等との間で締結された「里地里山活動協定」（維持管理や生き物調査などを協定）が県により認定された。県は2つの活動団体が協定に基づいて行う保全等の活動に対して、補助金交付等の支援を行う。

出典：神奈川県ホームページ

## 2) 地域の自発的取組を促す支援体制の強化

### ①費用・機材等の助成

里地里山の保全活用は、地域の自立的な取組を基本として進められることが必要ですが、特に立ち上げ段階では、協議会の設立、計画策定、協定締結等の基盤づくりや資機材の準備などを並行して進める必要があります。そのため、国や地方公共団体は活動立ち上げ段階での基盤づくりなどに必要な助成措置（参考10）を講じていきます。

#### （参考10）地方公共団体による活動支援施策（費用・機材等の助成）の例

##### ■「あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金」（愛知県）

- ・ 愛知県では、平成21年度から、市町村やNPO・ボランティア団体など多様な主体が行う自発的な森と緑の保全活動や、森と緑を社会全体で支える機運を醸成する環境学習に対し、公募により経費を支援する「あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金」を開始している。（平成21年度は78件の応募案件から45件が決定。）
- ・ 里地里山関係では、活動立ち上げのための里山整備計画作成、里山保全の技術指導・指導者養成、植樹、野生動植物の保護及び生息生育空間の保全などが事業対象となっており、1団体（市町村を含む）当たり100万円を限度に、事業実施に必要な経費（人件費、飲食費等を除く）の10分の10以内が交付される。
- ・ なお、この事業は「あいち森と緑づくり税条例」（平成21年4月施行）に基づき「あいち森と緑づくり税」を活用して行うもの。

出典：愛知県ホームページ

## ②人材の発掘、誘致及び育成

多様な関係者を巻き込んだ取組を地域で立ち上げ推進するためには、指導者やコーディネーターの存在が重要であり、先進事例の紹介や研修などを通じて、地域で指導者・コーディネーターとなりうる人材の発掘と育成を図ります。さらに外部から熱意のある人材を誘致し、既存の制度の活用も図りながら、地域の魅力を発掘し関係者の参画による保全活用の取組を中軸となって推進していくコーディネーター（仮称・里地里山レンジャー）として、定着して役割を果たしていけるような仕組みづくりを進めます。

また、里地里山の整備や環境学習、生物モニタリング等の現場では、機材使用に熟達したり、野生動植物の知識が豊かななど十分な能力を備えた人材が必要であり、こうした人材を育成するために、経験豊かな実務家や専門家による指導・研修（参考 11）などを進めます。

### （参考 11）地方公共団体による活動支援施策（人材育成）の事例

#### ■里山整備士の養成（広島市）

- ・ 広島市は、身近にある里山の再生・整備への市民活動の高まりを受けて、平成 17 年度から再生整備の指導者となる「里山整備士」の養成事業を実施している。
- ・ 対象は、森林ボランティア団体で里山の再生・整備に 3 年以上の活動実績があって、団体から推薦された人で、2 年間の養成講座を終了すると、広島市長から「広島市里山整備士」として認定される。
- ・ 養成講座は、1 年目は市内の里山の現況、里山にかかわる法制度、権利関係などの基礎知識の講義と測量、植生調査、里山林や遊歩道の整備などの現地実習を行い、2 年目は、市内の里山林を対象に、里山再生・整備のための計画を作成し、これに基づいて実際に里山整備に取り組む。
- ・ 平成 21 年度末で 20 名の里山整備士が認定されており、今後も毎年 5 名ずつ、平成 27 年度までの 10 ヶ年で合わせて 50 名を認定する計画になっている。里山整備士は、それぞれの所属団体で指導的な役割を担っているほか、今後は、市内の他の団体にも派遣し、指導にあたることとなっている。
- ・ なお、里山整備士による派遣指導活動は、広島県の「ひろしまの森づくり県民税条例」による事業の一つとして、助成の対象となっている。

出典：広島市森林課及び（財）広島市農林水産振興センターからのヒアリングによる



### 3) 広域的な枠組みの整備

各地の里地里山での保全活用の取組を促進していくためには、上に述べた支援策と併せ、より広域的なレベルでの取組基盤整備を進める必要があります。

#### ①保全活用の枠組みとなる制度整備や計画等の策定

国や地方公共団体は関係者間の協定締結、計画づくり、これらに基づく助成などを定めた条例等制度的な仕組みの整備(参考 12)を進め、協働による取組を支援します。

また、都道府県など広域レベルでの里地里山の保全活用の目標・方針等を示した推進計画等の策定(参考 12)やこれらの内容を盛り込んだ生物多様性地域戦略の策定などにより、広域レベルでの幅広い主体による取組を促進します。(巻末付表参照)

なお、里地里山の保全活用のための具体的な活動を行う必要がある場所に関して、土地の境界や所有者の権利関係が明らかでなく、土地所有者の同意を得ることができない場合があります。こうしたケースへの対応については、里地里山に限らず生物多様性を保全するための制度のあり方として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

■ 里山条例と里山基本計画（千葉県）

○ 「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」（里山条例）

- ・ 千葉県では、県土の自然的・社会的特性を踏まえ、里山の多面的機能を認識して県民すべてが関わる保全、整備及び活用を進め、豊かな里山を次の世代に引き継ぐことを目的とする里山条例を制定した（平成15年5月施行）。
- ・ 本条例では、土地所有者等と里山活動団体の双方が安心して里山の整備・活用に取り組めるよう、「協定」を締結し、それを知事が「認定」する制度が設けられた。協定の認定を受けた里山活動に対しては、県から各種の支援を行うとともに、県は協定締結を促進するため、必要な情報の提供や支援を、土地所有者、里山活動団体等に行う。

○ 「千葉県里山基本計画」

- ・ 条例に基づき、県内の里山づくりの基本的方針と施策の方向を明らかにするため、里山の保全、整備及び活用に関する「里山基本計画」を策定。計画では、里山活動団体を中心となって設立された団体「ちば里山センター」及び市町村と連携して、①里山活動協定締結の促進、②里山活動への県民参加の促進、③企業による里山活動への対応、④里山活動団体の育成、⑤里山の整備及び活用の推進、⑥広報及び普及啓発の推進、⑦調査及び研究の推進、などの施策を実施することとしている。
- ・ 平成17～21年度の第一次計画の成果として112箇所（平成22年3月現在）の里山活動協定が認定されており、平成22年4月には第2次里山基本計画が策定されている。

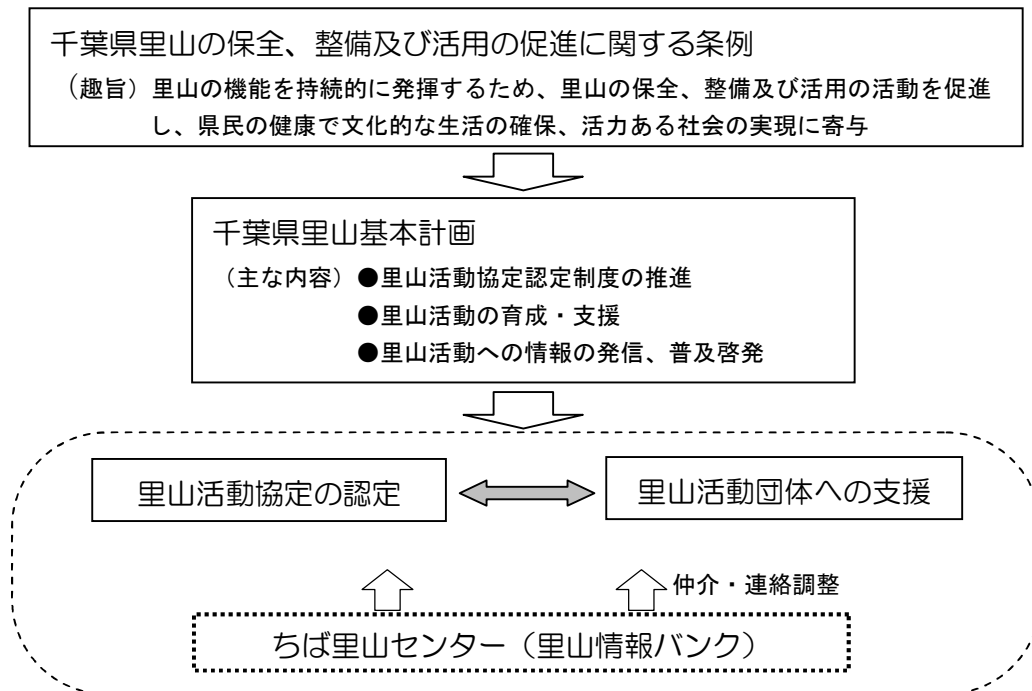


図8 里山活動協定と連携したちば里山センターの活動

(千葉県資料を参考に作成)

## ②支援のための安定的財源の確保

国や地方公共団体は各地域における取組を支援するために、継続的な財源確保が可能となるような方策を検討します。

具体的には、多くの都道府県で導入されている森林整備等を目的とする税の一部の活用（参考 13）や個人、企業からの寄付などを幅広く受け入れるための仕組みの整備などが考えられます。

### （参考 13）支援のための安定的財源確保の例

#### ■「水と緑の森づくり税」による里山林の整備（富山県）

- ・ 富山県では、森づくりに関する施策の基本事項と新たな施策の財源とする「水と緑の森づくり税」を定めた「富山県森づくり条例」を制定（平成 18 年）。
- ・ この条例に基づき策定した「富山県森づくりプラン」では、税収を、主として「水土保全機能」や「生物多様性の保全」など、森林の持つ公益的機能の向上のため、「里山林」と「混交林」の整備に活用することとしている。
- ・ 里山林の再生整備については、県民協働で推進することとし、森づくりプランで整備対象を決め、森林所有者が市町村及び県と協定を結んでいること等を条件に、里山管理利用計画の策定、里山林の整備、地域住民等による里山林の維持管理活動の支援などを行っている。平成 20 年度は 14 市町村 84 地区で事業を実施した。

出典：富山県ホームページ

### ③コーディネート組織の整備

活動団体・企業等と地権者とのマッチング、活動団体等への技術指導・研修、企業等からの資金の受け入れと助成など、さまざまなニーズに柔軟に対応しつつ、各地域での保全活用の取組を拡大していくためには、行政の枠内での対応では限界があります。このため、これらのサービスや機能を総合的に提供し、広域的な取組推進の軸となるようなコーディネート組織の設立運営（参考 14）を促進します。

#### （参考 14）コーディネート組織の整備の例

##### ■NPO 法人『ちば里山センター』によるワンストップサービスの実施（千葉県）

- ・ 千葉県里山条例の施行を契機に、平成 16 年に県内で里地里山保全活動を行っている民間団体の連絡、提携組織（任意団体）として発足し、平成 22 年 4 月からは『特定非営利活動法人ちば里山センター』として運営を開始した。
- ・ 県内の活動団体、企業等を対象に、活動フィールドやプログラムなどの情報提供、県の里山活動協定制度と連携した土地所有者と団体・企業等とのマッチング、研修会の開催等さまざまなサポート業務を行っており、活動フィールド候補地や活動団体の情報を掲載した「里山情報バンク」の運営、企業向けのバスツアーなども実施している。（図 8）
- ・ 多様な主体に向けて、活動支援のための多様なサービスを総合的に提供する拠点として県内の取組拡大に貢献している。

出典：同センターへのヒアリング

## 7. 国による保全活用施策

これまで3. から6. では、国、地方公共団体、企業、農林業者、市民、民間団体等のあらゆる主体が連携・協働して展開する保全活用の理念、方向性、基本方針及び進め方を述べてきました。本項では、それらを踏まえて、特に国の関係省庁が実施する施策の展開方針等を明らかにします。

### ■上位計画における里地里山関連施策の方向性

1. で見たように、国土の約4割を占める里地里山は第一次産業や地域住民の生活の場であるとともに、生物多様性保全をはじめ多様な機能、価値を有する多義的な空間であり、多くの関係省庁、地方公共団体によって多岐にわたる施策が実施されています。

里地里山に関連する施策の総合的な指針・計画としては、生物多様性の保全と持続可能な利用の観点から、「生物多様性国家戦略2010」が平成22年3月に閣議決定されており、ここでは「生物多様性をより重視した、持続可能な農林業の活性化を通じた人と自然のより良い調和の実現」、「人と野生鳥獣の棲み分け」、「エコツアーやバイオマスを含めた地域の自然資源の積極的な有効活用」、「地域全体で支える仕組みづくり」といった方向性が示されています。（第1部第3章第2節「3. 国土の特性に応じたランドデザイン」）

また、わが国の将来の国土のあり方を示した「国土形成計画」（平成20年7月）では、「環境と調和した農林業の振興により、里地里山の保全・整備を図るとともに、行政、専門家、地域住民、NPO等の連携による体制づくり等により総合的な保全を実施する」という考え方が示されています。（第2部第7章第2節「（2）里地里山の保全・再生と持続可能な利用」）

一方、「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月）では、農業の持続的な営みを通じて形成され、多くの生物に生息環境を提供する田園地域・里地里山を保全していくため、地域において策定される計画の下で、農業生産の維持や生産基盤の管理といった生産関連活動と生物多様性の保全を両立させる取組を促進する。さらに、「森林・林業基本計画」では、里山林について、林業の振興などを図る中で多様な生物の生息・生育地などの保全を図りつつ、ボランティア、NPOなどとの連携により多様な利用活動を促進するとしています。

国による里地里山保全活用施策は、上記の戦略・計画等の考え方を踏まえ、また、既存制度・事業による里地里山の保全活用の取組を効果的に活用しつつ、各省庁の連携を図りながら推進することとします。

### ■SATOYAMAイニシアティブの推進

わが国は、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）を契機に、自然資源の持続可能な利用・管理のための「自然共生社会の実現」という長期目標を掲げ、「多様な生態系サー

ビスの安定的な享受のための知恵の結集」、「伝統的知識と近代科学の融合」、「伝統的な地域の土地所有・管理形態を尊重した上での、新たな共同管理のあり方（コモンズ）の探求」という3つの行動指針に基づき、自然資源の持続可能な利用・管理を進める「SATOYAMAイニシアティブ」を世界に向けて提案しつつ、国際協力を進めていきます。

国内においても、「SATOYAMAイニシアティブ」の長期目標や行動指針を基本とし、同イニシアティブによる取組の一環として収集・整理された持続可能な自然資源利用・管理の手法や海外事例等も最大限活用しながら、海外に向けて誇れる里地里山の保全・創造を目指していきます。

### ■多様な主体の協働による保全活用推進における国の役割

里地里山を取り巻く自然的・社会的状況を考えると、これまでの担い手である農林業者や地域コミュニティだけではその保全活用は困難となっており、共有の資源（新たなコモンズ）として都市住民や企業など多様な主体が管理と利用に関わっていく新たな枠組みが必要になっています。今後の里地里山の保全活用は、このような「新しい公共」の価値観に立って、幅広い主体の参加と協働による国民的取組として進めていく必要があります。

このような枠組みでは、地域における自発的な取組が里地里山保全活用の基本となりますが、国としても先導的な施策を自ら実施するとともに、地方公共団体における施策の展開や多様な主体による地域の取組を促進するための支援を行っていくことが必要です。

### ■施策の連携

国が実施する里地里山保全活用に関連する施策としては、以下のような分野が想定されますが、これらの施策は相互に関連しており一体的・総合的に進められることが重要です。このため、国の施策の実施にあたっては、上に挙げた関係する戦略・計画を基本としつつ、特に相互の連携に留意しつつ進めていく必要があります。

- (1) 国民の関心や理解の促進
- (2) 生物多様性の把握や評価のための科学的基盤の整備
- (3) 野生動植物や保護地域等の保全
- (4) 農林業活動や農山村の維持・活性化を通じた保全活用
- (5) 景観・伝統文化の保全と交流の促進による活性化
- (6) 伝統的技術の再評価と新たな資源としての活用
- (7) 自然体験・環境教育の場としての活用
- (8) 地域における多様な主体の参加と協働による取組の促進・支援

以下、上記の分野ごとに、国の施策の現状と課題、今後関係省庁が取り組む施策の実施方針等を記述します。

## (1) 国民の関心や理解の促進

### 【現状と課題】

近年、里地里山への関心の高まりとともに、各地でさまざまな活動が行われており、里地里山に対する国民のニーズも多様化してきています。そうした中、国民的取組として里地里山の保全活用を進めていくためには、地域コミュニティや市民団体だけでなく広く国民の里地里山への関心及び理解を高め、保全活動に積極的に関わる機運を高めていく必要があります。

このため、里地里山の魅力や重要性について、わかりやすく訴える広報・普及活動を推進します。

また、里地里山への関心を高める契機として、環境学習、里地里山整備や農業体験活動への幅広い層の参加を促進します。

### 【実施する施策】

- ①里地里山の保全活用をテーマとする広報・普及活動を実施します。（環境省）
- ②全国の里地里山保全活動の取組の参考とするため、特徴的な取組を行う里地里山の調査・分析を行い、未来に引き継ぎたい里地里山として、環境省ウェブサイトの管理運営等により情報発信します。（環境省）
- ③里地里山の保全活動の担い手育成の支援として、ホームページ「里なび」の管理・運営により、活動団体や活動場所の紹介、里地里山の生態系管理などに関する専門家などの人材登録・派遣、技術研修を実施します。（環境省）
- ④ラムサール条約第10回締約国会議で日韓政府が共同提案し、採択された「湿地システムとしての水田における生物多様性の向上」決議を踏まえ、決議の概要や、野生生物の生息・生育地として好適な水田の環境を創出・維持する農法等について良例を収集し、結果を国際的な場や一般向けに発信することにより、その普及・定着を図ります。（環境省、農林水産省）
- ⑤美の里づくりコンクール、棚田百選などすぐれた農村景観の選定と広報・普及を推進します。（農林水産省）
- ⑥国民の森林に対する理解の醸成や適切な森林の整備・保全、国産材利用、担い手・地域づくりなどを総合的に推進する「美しい森林づくり推進国民運動」の取組を促進します。また、本運動の一層の拡大・浸透を図るため、「フォレスト・サポーターズ」として登録する仕組みが開始されており、これを支援します。（農林水産省）

## (2) 生物多様性の把握や評価のための科学的基盤の整備

### 【現状と課題】

里地里山の生態系や動植物種は、わが国の生物多様性の重要な構成要素です。

生物多様性保全の観点からの里地里山保全活用施策の基礎データとして、全国の植生・動植物の生息・生育状況の現状や推移の把握を進めます。また、レッドリスト等全国的な生物多様性の指標の整備を継続的に進める必要があります。

里地里山に生息・生育する動植物種は膨大であり、全体の把握は容易ではありませんが、絶滅のおそれのある種、里地里山に固有な種、良好な環境の指標となる種、人との軋轢の問題を生じている種などについては、重点的な調査を進めるとともに、調査結果に基づいて技術的なノウハウや情報の提供を進めていく必要があります。

また、それぞれの地域で典型的な里地里山を選定し、ネットワークとして保全活用を広げていくための考え方や手法についても検討を進めていく必要があります。

また、生物多様性の観点から保全活用の効果を把握し順応的な取組を進めていくために、それぞれの地域で適切な手法によるモニタリングを推進していく必要があります。

そのための指標種の選定や評価手法についても検討を進めていく必要があります。

グリーン・イノベーションを推進する観点からも、生態系サービスの持続可能な利用に関する科学的な知見の提示や自然資源の新たな利用技術の開発により里地里山の保全活用を推進していくことが重要です。

#### 【実施する施策】

- ①自然環境保全基礎調査を引き続き実施し、里地里山を含めた国土の生物多様性の現況把握や変化状況の監視を進めます。（環境省）
- ②基本情報図である縮尺2万5千分の1植生図については、平成24年3月までに国土の約6割の整備を完了します。また、種の多様性調査等により、里地里山種を含めた動植物の全国的分布の把握を進めます。特に里地里山において生態系や農林水産業に大きな影響を及ぼしているシカ、イノシシ、サルについては、重点的な生息情報の収集を行い、経年的な変動も明らかにしていきます。（環境省）
- ③世界分類学イニシアティブなど国際的プロジェクトとも協力を図りながら、生物多様性の現状を把握するための最も基本的な情報である野生動植物の目録（インベントリー）などの整備・公開を進めます。（環境省、文部科学省）
- ④農村地域における自然環境や野生生物の情報を把握するための調査を進め、里地里山の動植物の分布状況や生息・生育環境との関係についての知見を充実させます。（農林水産省、環境省）
- ⑤わが国の森林の生物多様性の動向を把握するため、統計的手法により設定した定点において計画的にモニタリングを実施します。（農林水産省）
- ⑥地域のNPOや研究機関等によるモニタリングサイト1000（里地里山サイト）の取組を進め、里地里山環境の指標となる動植物の生息・生育状況の監視を継続します。（環境省）
- ⑦レッドリストについては、平成24年頃を目途に、評価対象の範囲の検討や、それぞれの種の最新の生息・生育状況や絶滅確率などを踏まえ、全10分類群における掲載種のランクの変更や削除、新たな種の追加など、内容の見直しを進めます。（環境省）



- ⑧農地生態系を含むさまざまな生態系について、生物多様性総合評価のための手法の確立とこれによる日本の生物多様性の現状や動向の評価を実施します。（環境省）
- ⑨農林水産業により形成された生態系に特徴的な生物相の特性や調査方法など過去に得られた基礎的なデータを活用するなど、農林水産業の生物多様性への正負の影響を把握するための科学的根拠に基づく指標や関連施策を効果的に推進するための生物多様性指標の開発を検討し、農林水産業が生物多様性に果たす役割を明らかにするとともに、生物多様性に配慮した農林水産業施策の推進に活用します。（農林水産省）
- ⑩環境研究総合推進費をはじめとする競争的研究資金制度の活用により、生物多様性の評価・予測モデルの開発・適用や生態系サービスの定量化、地域レベルでの侵略的外来種防除や生態系保全回復技術等に関する研究を推進します。（環境省）

### (3) 野生動植物や保護地域等の保全

#### 1) 自然公園、特別緑地保全地区等の保護地域の指定と管理

##### 【現状と課題】

里地里山は二次的自然に特有の生物の生息・生育環境であり、わが国の生物多様性の重要な構成要素です。また、人と自然とのかかわりの中で形成された美しい景観や身近な自然とのふれあいの場としても国民に親しまれている空間です。

これらの観点から特に重要な里地里山については、自然公園や特別緑地保全地区等の保護地域制度の活用等により、保全・管理を行うことが有効な場合があります。その際には、全国規模で里地里山の生物多様性の保全が確保されるよう、地域ごとに異なる里地里山環境がそれぞれ適切に保全されるよう配慮していく必要があります。

また、里地里山を対象にした保護地域では、人手による自然環境の管理が重要であり、地域住民、市民団体など多くの関係者の協力を得つつ、積極的な管理を行っていく必要があります。そのための管理運営体制の構築を進めていく必要があります。

##### 【実施する施策】

- ①自然景観、動植物の豊かさ、自然とのふれあいなどからすぐれた資質を有する里地里山については、国民の風景評価の多様化を踏まえすぐれた自然の風景地と位置付け、国立・国定公園の指定（編入）を検討します。

また、国立・国定公園内の里地里山については、地域の自然的・社会的特性に応じ、風景地保護協定や自然再生事業などの仕組みも活用しつつ、下刈りや火入れなどによる積極的能動的な風景地管理を地域の関係者との協働により実施します。

都道府県立自然公園や都道府県自然環境保全地域等については、里地里山が指定地域になっている場合も少なくなく、都道府県立自然公園による里地里山の保全活用に果たしうる役割についても今後検討を深めます。（環境省）

- ②里地里山に存在する国際的又は全国的な鳥獣の保護の観点から重要な鳥獣の生息地については国指定鳥獣保護区の指定を検討するとともに、既に指定された鳥獣保護区については保護管理方針を示すマスタープランに基づき、管理の充実に努めます。（環境省）
- ③里地里山に存在するラムサール条約の「国際的に重要な湿地の基準」を満たす湿地については、新たな登録に向けた取組を進めます。
- また、登録湿地の保全と賢明な利用を促進します。（環境省）
- ④特別緑地保全地区等の都市における地域制緑地の指定による適切な緑地の保全・管理を推進します。（国土交通省）

## 2) 公益的機能の高い森林等の地域指定と整備

### 【現状と課題】

里地里山は生物多様性保全、水源のかん養、土砂流出の防止、気候の緩和等のさまざまな公益的機能を有しています。

しかしながら、近年の林業採算性の悪化や山村の活力低下に伴い、里地里山の人工林においても間伐等が十分に実施されず、公益的機能の低下が懸念される状況となっています。

このような中で、公益的な機能の発揮の観点から重要な地域については、地域指定による保全と機能発揮のための整備を進めていく必要があります。

### 【実施する施策】

- ①水源かん養や土砂流出の防止など、特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林としての指定を計画的に推進します。また、森林整備保全事業計画に基づき、森林の持つ公益的機能の確保が特に必要な保安林などにおいて、治山施設の設置や機能の低下した森林の整備などを治山事業により推進します。（農林水産省）
- ②森林の公益的機能の発揮を図るため、森林整備事業等によって、施業の集約化など効率的な間伐等の整備を推進するとともに、森林所有者等の自助努力によっても適正な整備が進み難い森林のうち、公益的機能の発揮が強く求められ、適正な整備が不可欠なものについては、都道府県等の公的主体が治山事業等による整備を推進します。その際、立地条件を踏まえて針広混交林化などを推進します。（農林水産省）
- ③里地里山の保全を位置付けた都市における緑地の保全と緑化の推進に関する総合的なマスタープランである緑の基本計画の策定を推進します。（国土交通省）
- ④松くい虫被害拡大の先端地域における防除対策の重点化や保全すべき松林などの重点化、ナラ枯れ対策などを一層推進するとともに、病虫害に対して抵抗性を有する品種の開発及び普及を推進します。（農林水産省）

### 3) 二次的自然を生息・生育環境とする野生動植物の保護（生息・生育環境の保全・管理）

#### 【現状と課題】

里地里山では、農林業活動などの人のかかわりの希薄化にともない、自然の質の変化が進行しています。トキを始め里地里山に生息・生育していた野生動植物の衰退が進み、絶滅危惧種が集中する地域の5割以上が里地里山に分布する状況です。また、里地里山の水田などは渡り鳥の渡来地としても重要です。

このため、絶滅のおそれのある種や渡り鳥の生息・生育地の保全の観点から、水田などの農村の環境の整備・保全を積極的に進めていきます。このような取組は、コウノトリやトキのような極めて希少な生きものの生息・生育環境を守るとともに、地域での身近な多種多様な生きものが暮らす空間を広げ、わが国全体の生物多様性保全につながります。

また、トキやコウノトリなどの野生生物は、豊かな里地里山環境のわかりやすいシンボルであり、地域での取組にあたってはこれらの動植物のイメージ活用を積極的に進めていきます。

#### 【実施する施策】

- ①トキやコウノトリ等里地里山環境を象徴する絶滅のおそれのある種については、地方公共団体、地域住民、NPO、専門家など多様な主体の参加と連携を図りつつ、生息・生育環境保全のための総合的な取組を進めます。（環境省、農林水産省、国土交通省、文部科学省）
- ②里地里山に生息・生育する絶滅のおそれのあるわが国固有種について、重点的な点検と対策を実施します。（環境省）

### 4) 人と野生鳥獣等との軋轢などへの対応

#### 【現状と課題】

里地里山には、多くの野生動物が生息しており、生態系の中でそれぞれ重要な役割をもっています。また、人間生活と密接に関わり、必要な資源として利用されてきました。

一方、農民が築いた猪垣ししがきなどが象徴しているように、昔からイノシシなどによる農業被害が生じていました。

近年、里地里山における人間活動の低下や耕作放棄地の増加、狩猟者の減少、少雪化傾向による生息適地の拡大などにともない、イノシシ、シカ、サルなどの獣類による農作物被害が深刻になっています。

人と鳥獣の棲み分けを進めることが重要であり、鳥獣被害を防止するために、生息環境管理を進めるとともに、個体数調整、被害防除に総合的に取り組む必要があります。

また、アライグマなどの外来種は農林水産被害を与えるだけでなく、里地里山の生態系を脅かす存在となっており、防除などの対策を進めていくことが必要です。

### 【実施する施策】

- ①シカ、イノシシ、サルなど里地里山において人との軋轢や生態系への影響を生じている特定の鳥獣については、特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整・生息環境整備・被害防除対策の円滑な実施により、科学的・計画的な保護管理を進めていきます。（環境省）
- ②農地に隣接した藪の刈り払いなど里地里山の整備・保全の推進、針広混交林化、広葉樹林化などの森林の整備・保全活動を推進します。（農林水産省）
- ③鳥獣被害防止特別措置法に基づく市町村の総合的な被害防止対策の取組を支援します。（農林水産省）
- ④住民と鳥獣の棲み分け、共生を可能とする地域づくりに取り組むため、地方公共団体、NPOなどと連携し、奥地国有林における野生鳥獣の生息状況・被害状況の調査、生息環境の整備と鳥獣の個体数管理などの総合的な対策を進めます。（農林水産省）
- ⑤希少種の生息地や国立公園、保護林などの保護上重要な地域を中心に外来種の防除事業を進めるほか、アライグマ、オオクチバスなどさまざまな種の防除手法などの検討を行い、地方公共団体などが実施する防除への活用を図ります。（環境省、農林水産省）

## （4）農林業活動や農山村の維持・活性化を通じた保全活用

### 1) 生物多様性保全を重視した農林水産業への理解の促進

#### 【現状と課題】

里地里山は、農林水産業の活動と深く関わって成立しており、適切な生産活動が行われることによって豊かな自然環境や生物多様性保全、良好な景観形成など多面的機能が発揮されます。

農林業者や地域コミュニティだけでなく、都市住民や企業なども含め幅広い主体の協働による里地里山の保全活用を進めていくためには、このような農林水産業の役割について、国民各層の理解を広めることが重要です。

#### 【実施する施策】

- ①食料生産と生物多様性保全が両立する水稻作などの取組事例における生きものの生息・生育状況、周辺環境、営農履歴などの紹介等を進めます。（農林水産省）
- ②生物多様性保全を重視して生産された農林水産物であることを表す「生きものマーク」を付した産物の流通などを通じ、こうした生産者の取組を消費者に対して発信したり、環境教育を通じたコミュニケーションなどを行うことにより国民の理解を促進します。（農林水産省）
- ③野生生物の生息・生育地として好適な水田の環境を創出・維持する農法や管理手法などについて事例を収集し、国内外へ発信します。（農林水産省）

- ④適切な森林の整備・保全、国産材利用、担い手・地域づくりなどを総合的に推進する「美しい森林づくり推進国民運動」の取組を促進するとともに、森林環境教育や森林の癒し効果の活用、身近な里山林の保全・利用活動などを通じた国民の森林に対する理解を醸成します。（農林水産省）〔再掲7（1）〕
- ⑤都市と農山漁村の間で「人・もの・情報」の行き来を活発にすることにより、人々が都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルを実現することを目指し、都市と農山漁村の共生・対流を推進します。（農林水産省、国土交通省、環境省、文部科学省ほか関係省庁）

## 2) 里地里山の生物多様性を支える農林業の維持・育成

### 【現状と課題】

里地里山の農地、ため池、二次林と人工林、草原などの環境は、農林業生産活動などの人の働きかけにより形成され維持されている自然環境であり、農山村地域の振興は豊かな自然環境や生物多様性保全、良好な景観形成など多面的機能の発揮の観点からも重要です。

しかしながら、人口の減少、高齢化、混住化などの進行にともなう集落機能の低下により、農地、森林、農業用水などの資源の適切な保全管理が困難な状況となっており、これらの多面的機能の発揮に支障が生じる事態が懸念されています。

里地里山の農林業活動や農山村の地域コミュニティについては、生物多様性を支える基盤として位置付け、積極的に維持を図っていく必要があります。

### 【実施する施策】

- ①農業生産条件が不利な中山間地域等において、適正な農業生産活動の継続により多面的機能の確保を図る観点から中山間地域等直接支払制度による農家への支援を進めます。（農林水産省）
- ②農地・水・環境保全向上対策によって、農地・水・環境の良好な保全とその質的向上を図ることを通じて地域の振興に資するため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を、一体的かつ総合的に支援します。（農林水産省）

## 3) 生物多様性の保全に貢献する農林業、農山村整備の促進

### 【現状と課題】

里地里山では、農薬・肥料の不適切な使用や、経済性や効率性のみを重視した工法による基盤整備を実施した場合には、生物多様性への影響が懸念されるほか、近年里山林の利用の減少や農林業の担い手の不足による耕作放棄地の増加などが進んでいます。農薬や肥料の不適切な使用は、自然環境ばかりでなく漁場環境への影響も含めた生物多様性への影響が懸念されるとともに、土づくりの後退や農薬や肥料の不適切な使用は、土

壤の劣化や地力の低下、土壌微生物や土着天敵への影響など地域の生態系の攪乱を招き、持続的な生産にも支障を来すおそれがあります。

このため、里地里山の生物多様性保全をより重視した有機農業をはじめとする環境保全型農業を推進し、生きものと共生する農業生産推進の取組を進める必要があります。

また、水田、水路、ため池などの農村地域の水辺環境は水と生態系の有機的なネットワークを形成しており、多様な生きものがその生活史に応じてさまざまな生息・生育環境として利用しています。農家や地域住民による生産活動や維持管理活動によって保全されているこのような水と生態系のネットワークは、地域住民の理解・参画を得ながら維持や再生を進めていく必要があります。

### 【実施する施策】

- ①農薬・肥料などの生産資材の適正使用などを推進することが重要であり、農業者ひとりひとりが環境保全に向けて最低限取り組むべき農業環境規範の普及・定着を進めます。  
(農林水産省)
- ②化学肥料、農薬を使用しないことを基本として、農業生産活動に由来する環境への負荷を大幅に低減し、多様な生きものをはぐくむ有機農業の技術体系の確立や普及指導體制の整備、消費者の有機農業に関する理解と関心の増進など農業者が有機農業に積極的に取り組めるような条件整備を推進します。(農林水産省)
- ③農薬による陸域生態系へのリスク評価・管理の導入に向けた手法の確立、及び農薬の生物多様性への影響評価手法の開発を進めます。(環境省)
- ④エコファーマー認定の推進と認定農業者への支援を進めます。(農林水産省)
- ⑤農地・水・環境保全向上対策によって、農地・水・環境の良好な保全とその質的向上を図ることを通じて地域の振興に資するため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を、一体的かつ総合的に支援します。(農林水産省)  
〔再掲7(4)2〕
- ⑥森林の有する多面的機能の持続的発揮を確保していくため、森林計画制度の適切な運用や間伐材等森林の適正な整備を推進するとともに、木材が適切に利用されることにより、伐採、植栽、保育等のサイクルが円滑に循環されるよう、林業の持続的かつ健全な発展を推進します。(農林水産省)
- ⑦崩壊した森林の再生等にあたり、地域の安全・安心を確保する対策を推進するとともに、崩壊地における在来種等を用いた緑化、水生生物等の生息環境の保全に資する溪畔林の整備及び水生生物の上下流の移動を可能とする治山施設の設置等、生物多様性の保全に資する治山対策を推進します。(農林水産省)
- ⑧森林から海まで河川を通じた生態系のつながりのみならず、河川から水田、水路、ため池、集落などを途切れなく結ぶ水と生態系のネットワークとして「水の回廊」の整備を行うなど、地域全体を視野において、地域固有の生態系に即した保全対象種を設定し、

保全対象種の生活史に着目した上で移動経路の保全を目指した基盤整備を、地域住民の理解・参画を得ながら計画的に推進します。（農林水産省）

- ⑨産卵場、種苗生産施設の整備や種苗放流の実施により、漁業者を中心とした地域の人々によって、生物多様性に配慮した資源増殖の取組を推進するなど、内水面の生物多様性を保全する取組を推進します。（農林水産省）

#### 4) 地域コミュニティを軸にした協働による取組の促進

##### 【現状と課題】

これまで、里地里山では、農林業者や集落などの地域コミュニティが農林業生産や環境の維持管理を担うことによって、生物多様性や良好な景観の形成などの機能が発揮されてきました。

しかし、中山間地域などにおいて人口減少や高齢化が進行するなど、地域で営まれてきた生活・生業が大きく変化し、地域コミュニティの活力が低下し、かつてのような役割を果たすことが困難になってきています。

里地里山の多くを占める中山間地域では、保全活用は地域コミュニティを軸にして進めることが不可欠であり、農林業者や地域コミュニティによる取組に対し、資金や労力の助成、交流の促進などにより積極的な支援を行っていく必要があります。

##### 【実施する施策】

- ①農地・水・環境保全向上対策によって、農地・水・環境の良好な保全とその質的向上を図ることを通じて地域の振興に資するため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を、一体的かつ総合的に支援します。（農林水産省）  
〔再掲7（4）2〕
- ②農山漁村地域整備交付金により NPO 等の参画を得た里山林の整備等を推進します。（農林水産省）
- ③森林総合利用推進事業による地域が自立・継続できる里山林の利活用に向けた地域住民、NPO 等多様な主体との連携を促進します。（農林水産省）
- ④U・J・I ターン者を含む森林整備・保全に意欲を有する者に対する研修などを推進することによって、将来にわたって地域の森林整備・保全を担う人材の確保・育成を進めます。（農林水産省）
- ⑤棚田オーナー制度や市民農園として農業体験ができる空間を提供する取組を支援します。（農林水産省）

#### (5) 景観・伝統文化の保全と交流の促進による活性化

##### 【現状と課題】

里地里山では、農林業活動などによる長い間の自然への働きかけを通じて、地域それぞれの個性をもった景観や食や工芸品、伝統行事などの生活文化がはぐくまれてきました

た。このような景観・文化の価値を正しく評価し、適切な保護を図ることは、持続可能な地域の運営や、地域の生物多様性の保全につながります。

しかし近年、森林や耕作地の利用・管理の衰退、また、集落自体の活力の低下など社会・経済的な変化により、これまで地域においてはぐくまれてきた人と自然との良好なかがわりが失われてきており、こうした里地里山に特有の景観や文化は姿を変えつつあります。

里地里山の景観や伝統文化は、わが国の多様な地域文化の根源であり、住民にとっての心のよりどころでもあるため、積極的に保存を進めていく必要があります。

一方で、近年、棚田などの風景や動植物、また、農林業活動や田舎暮らしの体験を求めて、里地里山を訪れる人々が増加しています。平成20年6月に決定されたエコツーリズム推進基本方針においても、里地里山の棚田や草原などがエコツーリズムの対象となる自然観光資源として取り上げられています。このような国民のニーズに応え、交流を通じた地域活性化の資源として里地里山の文化的景観や伝統文化の保存と活用を図っていくことは、地域の里地里山へのかかわりを活性化していく上で大きな意義を有しています。

#### 【実施する施策】

- ①自然と人間のかかわりによってはぐくまれた文化的景観を保護する観点から、適切な保護の措置が講じられている重要な文化的景観を対象として重要文化的景観を選定し、その保存・活用を図るため、調査事業・文化的景観保存計画策定事業に対し国庫補助を行うとともに、重要文化的景観に選定された地域について修理・修景などを行う整備事業に対し国庫補助金を交付します。また、普及・啓発を図るため、地域住民などが参加する勉強会や公開講座及びワークショップなどを実施する事業に対し国庫補助金を交付し、保護を推進します。（文部科学省）
- ②自然公園の保護管理において、阿蘇の草原景観など里地里山景観の保全を推進します。（環境省）
- ③地域のエコツーリズムの取組への支援などによりエコツーリズムを推進します。（環境省）
- ④グリーンツーリズム、ブルーツーリズムなどにより、都市と農山漁村の交流を促進します。（農林水産省）
- ⑤日本の里地里山での体験を通じ、人と自然が共生してきたわが国のさらなる魅力を世界に発信するため、外国人ツーリストの受け入れを増やします。（環境省、国土交通省、文部科学省、農林水産省）



## (6) 伝統的技術の再評価と新たな資源としての活用

### 【現状と課題】

里地里山では、農林業活動や薪炭材、落葉の採取などの利用を通じて自然環境への適度な働きかけが行われ、さまざまな野生動植物が生息・生育する多様な環境が形成・維持されてきました。

このような地域の自然の特性に応じて培われてきた伝統的な資源利用技術には、今日、生物多様性保全や持続的な資源利用等の観点から学ぶべき智恵が多く含まれており、改めてその再評価と継承・活用を進める必要があります。

一方、農林業生産や生活資源としての里地里山の森林・草地等の利用が低下している中で、人工林の間伐、二次林の管理、二次草原における採草などから生じる草木質系バイオマスは、化石燃料の代替エネルギーとして利活用することによって、低炭素社会の実現への貢献が期待されます。

また、里山林等における新たな資源利用の活性化は、生物多様性の維持回復や循環型社会の構築にもつながります。

このため里地里山のバイオマス資源を活用する新たな技術の開発や流通体制の整備を進めていきます。

### 【実施する施策】

- ①冬期湛水をはじめ生きものをはぐくむさまざまな農業技術に関する情報や地域の取組事例を収集し、提供します。（農林水産省）
- ②伝統的生活文化の智恵や技術の再評価、継承や地域資源としての活用を含め、全国各地で取り組まれている特徴的な事例を幅広く収集・分析し、全国への波及を図るために紹介します。また、里地里山の新たな利活用の方策について、環境教育やエコツーリズムの場の提供、間伐材やススキなどのバイオマス利用など具体的な地域での試行的な取組を通じて検討します。（環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省）
- ③原料調達から製造・利用まで一貫したバイオ燃料の大規模実証事業を推進します。（農林水産省）
- ④バイオマスタウン構想の策定、バイオマス変換・利用施設の一体的整備など、地域の創意工夫による主体的なバイオマス利用の取組を支援します。（農林水産省）

## (7) 自然体験・環境教育の場としての活用

### 【現状と課題】

全国的に生活の都市化が進行し自然とのかかわりが希薄化する中で、国民の自然や環境保全への関心と理解を高め、また、次代を担う子供達の健全な育成のためにも、自然とのふれあい、自然体験、環境教育や農林業体験の機会を増やしていくことが重要になっています。

原生的な自然と都市との中間に位置する里地里山は、居住地周辺にある身近な自然であり、こうした自然体験、環境教育、農林業体験等の活動のフィールドとしての重要性が高まっています。

里地里山の新たな役割として、関係者の連携の下にこのような活用を一層促進していく必要があります。

#### 【実施する施策】

- ①小学生の子供たちを対象に農山漁村での一週間程度の長期宿泊体験活動を行う子供農山漁村交流プロジェクトを推進します。（総務省、文部科学省、農林水産省、環境省）
- ②自然公園内の里地里山において、身近な自然とのふれあいや自然体験活動を促進します。（環境省）
- ③自然の中で緑を愛し、守り育てる心と健康で明るい心を持った人間に育てることを目的に結成された「緑の少年団」活動の推進や、国有林野において学校が行う体験活動のためのフィールドを提供する「遊々の森」の設定などにより、森林環境教育を推進します。（農林水産省）
- ④国立青少年教育施設における青少年の体験活動の機会と場の提供や指導者の育成、民間団体が実施する体験活動などに対する支援などを通して、青少年の自然体験活動を推進します。（文部科学省）
- ⑤体験学習施設、自然生態園、動植物の保護繁殖施設など、環境学習の活動拠点施設を備える都市緑化植物園や環境ふれあい公園などの都市公園などにおいて、体験学習プログラムの提供を推進します。（国土交通省）

### (8) 地域における多様な主体の参加と協働による取組の促進・支援

#### 【現状と課題】

里地里山の保全活用は、それぞれの地域での自発的な取組を促進していくことが必要ですが、これまでのように農林業者や地域コミュニティだけで農地や山林などの維持管理を担っていくことは困難になってきており、今後はより幅広い地域住民、活動団体、企業、行政等の多様な主体の参加による協働の取組として進めていく必要があります。

このため、国としても、生物多様性保全、環境保全型農業等の推進、国民参加の森林づくり、都市緑地の保全や活用など、それぞれの観点から、協働のための枠組み整備、技術的な支援などを推進し、協働による取組の促進に向けて積極的な支援を行います。

#### 【実施する施策】

- ①里地里山保全再生モデル事業（平成16～19年度）での検討、取組を踏まえ作成した「里地里山保全再生計画策定の手引き」の活用、研修会開催、講師派遣などによる助言・ノウハウの提供などの技術支援を実施します。（環境省）

- ②都市住民や企業など多様な主体が共有の資源（新たなコモンズ）として利用・管理する枠組みを構築します。（環境省）
- ③地域住民、NPO、地方公共団体などが連携した里地里山の生物多様性保全再生に資する活動を、生物多様性保全推進交付金により支援します。（環境省）
- ④地域の多様な関係者の参加と連携により実施される自然再生推進法のスキームを活用して、里地里山の二次林、草地などの再生の取組を引き続き着実に推進します。（環境省、農林水産省、国土交通省）
- ⑤国有林野において企業が社会貢献活動の一環として森林づくりを行う「法人の森林」や自ら森林づくりを行いたいという国民の要望に応えるためフィールドを提供する「ふれあいの森」などの設定により、国民参加による森林整備を促進します。（農林水産省）
- ⑥里地里山環境を有する都市公園などで市民参加による環境の整備・保全を推進します。（国土交通省）
- ⑦沿岸海域の環境保全へ向けて、森・川・海を一体と捉え地域が協力した里地里山、里海の環境保全の取組を促進します。（環境省）

付表 里地里山保全活用に関連する都道府県の条例や施策

| 都道府県 | 条例<br>( ) は制定年度                                     | 施策   | 財源(税等)を<br>定めた条例 |
|------|---|--|------------------|
| 北海道  | 北海道森林づくり条例<br>(H14)                                 | 『北海道森林づくり基本計画』<br>・地域の特性に応じた森林づくり、道民との協働による森林づくり   |                  |
| 青森県  | 青森県ふるさとの森と川と海の<br>保全及び創造に関する条例<br>(H13)             | ・ふるさとの森と川と海保全地域（保全地域の指定、保全計画）<br>・ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策（ふるさと環境守人、民間団体等の自発的な活動の促進等）                 |                  |
| 岩手県  | 岩手県ふるさとの森と川と海の<br>保全及び創造に関する条例<br>(H15)             | ・流域における県民、事業者、行政等の協働による取組み（流域基本計画、流域ごとの施策の推進体制の整備等）<br>・森林に関する施策（県民等の参加による整備・保全、森林資源の循環的な利用等）        | ○                |
| 宮城県  | —————   | 「みやぎの里山林協働再生支援事業」<br>・企業等の相談対応及び候補林の紹介<br>・企業等と所有者等の協定に関する仲介・サポート<br>・整備活動に必要な技術指導及び指導者・労働力の紹介・あっせん等 |                  |
| 秋田県  | 秋田県ふるさとの森と川と海の<br>保全及び創造に関する条例<br>(水と緑の条例)<br>(H15) | 『秋田県「水と緑」基本計画』<br>・「水と緑の流域ネットワーク」設立<br>・水と緑のアドバイザー養成<br>・森林ボランティア育成                                  | ○                |
| 山形県  | 山形県自然環境保全条例<br>(S48)                                | 『里山環境保全計画』<br>・里山環境保全地域の指定（里山環境保全計画の策定、里山等における自然環境の維持・形成）  | ○                |
| 福島県  | —————   | ・里地棚田保全整備事業（元気な地域づくり交付金）<br>・県民参画の森林づくり（森林環境交付金事業）   | ○                |
| 茨城県  | —————   | 「茨城県身近なみどり整備推進事業」<br>・保全管理協定（保全型協定、保全活用型協定）  | ○                |
| 栃木県  | とちぎの元気な森づくり県民<br>税条例<br>(H19)                       | ・とちぎの元気な森づくり県民税事業（元気な森づくり（明るく安全な里山林の整備）、森を育む人づくり）  | ○                |
| 群馬県  | 群馬自然環境保全条例<br>(S48)                                 | ・群馬県緑地環境保全地域の指定  |                  |
| 埼玉県  | ふるさと埼玉の緑を守り育て<br>る条例<br>(H17)                       | 『ふるさとの緑の景観地保全計画』<br>・市民管理協定制度<br>・里の山守活動支援事業（「彩の国みどりの基金」活用）  | ○                |
| 千葉県  | 千葉県里山の保全、整備及び<br>活用の促進に関する条例<br>(H15)               | 『里山基本計画』<br>・里山活動協定の締結、認定<br>・森林所有者等へ里山活動団体の情報の提供（「ちば里山センター」、里山情報バンク制度）等                             |                  |
| 東京都  | 東京における自然の保護と回<br>復に関する条例<br>(H12改正)                 | ・都民及び区市町村との連携等<br>・保全地域の指定（「里山保全地域」「歴史環境保全地域」「緑地保全地域」など5地域）<br>・保全計画                                 |                  |
| 神奈川県 | 神奈川県里地里山の保全・再<br>生及び活用の促進に関する条<br>例<br>(H20)        | ・里地里山保全等地域の選定<br>・里地里山活動協定の認定<br>・里地里山保全等活動の支援   | ○                |
| 新潟県  | ふるさと保全基金条例 (H4)                                     | ・ふるさと水と土保全対策（「中山間ふるさと・水と土保全対策事業」、「市町村基金」、「農山村漁村活性化プロジェクト交付金（旧里地棚田保全整備）」の事業連携による地域住民活動の支援）            | ○                |
| 富山県  | 富山県森づくり条例<br>(H19)                                  | 『富山県森づくりプラン』<br>・里山再生整備事業  | ○                |

| 都道府県 | 条例<br>( ) は制定年度                      | 施策  | 財源(税等)を<br>定めた条例 |
|------|--------------------------------------|---|------------------|
| 石川県  | ふるさと石川の環境を守り育てる条例<br>(H16)           | 『石川県環境総合計画』<br>・里山・里海を中心とした石川県「生物多様性戦略ビジョン」の策定検討<br>・「先駆的里山保全地区」の選定<br>・里山資源を活用したビジネスの創出<br><br>「ふるさとの里山再生推進事業」<br>・里山保全再生協定を認定 | ○                |
|      | いしかわ森林環境基金条例<br>(H19)                | ・いしかわ身近な森保全事業（放置された集落周辺の里山林の整備保全・活用）<br>・いしかわり山回廊推進事業<br>・里山保全活動支援事業 等  |                  |
| 福井県  | 福井県環境基本条例<br>(H7)                    | 『福井県環境基本計画』<br>・里地里山保全活用推進プロジェクト（「重要里地里山」の保全再生活動の促進）  |                  |
| 山梨県  | _____                                | ・やまなし森づくりコミッションの設立（多様な主体による森づくりを支援）   |                  |
| 長野県  | 長野県ふるさとの森林づくり条例<br>(H16)             | ・里山整備利用地域制度（里山整備利用地域の認定、里山整備利用協議会、里山整備利用協定の締結等）   | ○                |
| 岐阜県  | 岐阜県森林づくり基本条例<br>(H18)                | 『森林づくり基本計画』<br>・里山の保全・利用の促進（NP0の設立の支援、県民の里山活動への参加促進、里山活動指導者の養成・登録等）   |                  |
| 静岡県  | 静岡県森林と県民の共生に関する条例<br>(H18)           | 『静岡県環境基本計画』<br>・里山保全活動推進事業（里山の保全活用推進、「遊木の森」における森林環境教育推進等）<br>・県民と森林を結ぶ協働推進事業（「しずおか未来の森サポーター」制度促進等）                              | ○                |
| 愛知県  | あいち森と緑づくり税条例<br>(H20)                | 『あいち森と緑づくり事業計画』<br>・里山林整備事業（里山林再生整備事業、身近な里山林整備事業）   | ○                |
| 三重県  | 三重県自然環境保全条例<br>(H15)                 | ・里地里山保全活動計画の認定制度（活動に関する情報提供、必要な器材等の購入経費を補助等）  |                  |
|      | 三重の森林づくり条例<br>(H17)                  | 『三重の森林づくり基本計画』<br>・里山の整備及び保全活動の促進（みんなで自然を守る活動認証制度、里地里山保全活動計画認定制度）   |                  |
| 滋賀県  | 琵琶湖森林づくり条例<br>(H16)                  | 『琵琶湖森林づくり基本計画』<br>・里山の整備・利活用の推進（里山整備協定林）  | ○                |
|      | 琵琶湖森林づくり県民税条例<br>(H17)               | ・琵琶湖森林づくり事業（県民協働による里山整備）  |                  |
| 京都府  | 京都府豊かな緑を守る条例<br>(H18)                | 『森林利用保全指針』<br>・森林利用保全重点区域の指定と森林利用保全計画の策定<br>・森林利用保全活動団体の登録と森林利用保全協定の認定<br><br>「京都モデルフォレスト運動」推進                                  |                  |
| 大阪府  | 大阪府環境基本条例<br>(H6)                    | 『大阪21世紀の環境総合計画』<br>・森林・里山保全活動（里山トラスト事業）の推進  | ○                |
|      | 大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例<br>(H19) | ・大阪版認定農業者制度<br>・農空間保全地域制度   |                  |
| 兵庫県  | 環境の保全と創造に関する条例<br>(H7)               | ・ふるさとの緑等の保存<br>・良好な景観の形成<br>・自然とふれあえる場の創造 等   | ○                |
|      |                                      | 『新ひょうごの森づくり』<br>・公的関与による森林整備（里山林の再生）<br>・県民総参加の森づくり（普及啓発、森林ボランティア育成1万人作戦）   |                  |

| 都道府県 | 条例<br>( ) は制定年度                                    | 施策   | 財源(税等)を<br>定めた条例 |
|------|--|--|------------------|
| 奈良県  | 奈良県環境基本条例<br>(H8)                                  | 『新奈良県環境総合計画』<br>・美しいふるさと「奈良」創生プロジェクト(県民と協働した里山林の整備)  | ○                |
|      | 奈良県森林環境税条例<br>(H17)                                | ・里山林機能回復整備事業(県民参加の森づくり(整備協定の締結))   |                  |
| 和歌山県 | 紀の国森づくり税条例<br>(H17)                                | ・紀の国森づくり基金活用事業(放置され荒廃した森林の整備、森林整備リーダーの育成、森の宝物の利活用等)<br>・企業の森推進事業                                 | ○                |
|      |  | ・農地・水路・ため池の多面的な機能の維持及び強化に係る活動等を推進  |                  |
| 鳥取県  | 鳥取県税条例<br>(H17)                                    | ・竹林整備(竹林整備推進リーダー養成講座等)   | ○                |
|      |  | ・鳥獣・里山塾による鳥取県鳥獣技術士(通称「イノシッ士」)の養成・登録  |                  |
| 島根県  | 島根県立自然公園条例<br>(S36)                                | ・「風景地保護協定制度(H15改正)」(風景の保護上支障がある里山等について、公園管理団体の指定を受けたNPO法人等が土地所有者と協定を結び維持管理)                      | ○                |
|      | 水と緑の森づくり税条例<br>(H16)                               | ・県民再生の森事業(県民再生の森協定)  |                  |
| 岡山県  | —————  | 美しい森づくり運動『里山ふれあいの森活動支援事業』<br>・里山ボランティアマスター講座<br>・里山ふれあい活動の支援 等                                   | ○                |
| 広島県  | ひろしまの森づくり県民税条例<br>(H19)                            | ・ひろしまの森づくり事業(里山等の対策(里山林の整備))   | ○                |
| 山口県  | 山口県景観条例<br>(H18)                                   | 『山口県景観ビジョン』<br>・生活の営みの持続に関する支援(里山再生と里山文化創造のための住民による里山再生活動の支援)                                    | ○                |
| 徳島県  | 徳島県地球温暖化対策推進条例<br>徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例<br>(ともにH21) | ・とくしま協働の森づくり事業(「カーボンオフセット」の仕組みをモデル的に実施)  |                  |
| 香川県  | 香川県自然環境保全条例<br>(S49)                               | 『みどりの基本計画』<br>・里山を維持していく仕組みづくりの推進(KFVN(森林ボランティア登録制度)、里山オーナー制度の展開等)                               |                  |
| 愛媛県  | 愛媛県森林環境税条例<br>(H16)                                | ・県民参加の森づくり事業(里地里山再生モデル事業、森の交流センター等)  | ○                |
| 高知県  | 高知県森林環境保全基金条例<br>(H15)                             | ・県民参加の森づくり推進事業(こうち山の日推進事業、山の学習総合支援事業等)<br>・森林環境緊急保全事業(森林環境緊急保全事業(間伐、里山整備)、森林保全ボランティア活動推進事業)      | ○                |
| 福岡県  | 福岡県森林環境税条例<br>(H20)                                | ・福岡県森林づくり活動公募事業(【募集事業】里山の保全(里山林の保全、活用等))   | ○                |
| 佐賀県  | 佐賀県森林環境税条例<br>(H19)                                | ・さかの森林(もり)再生事業(荒廃森林再生事業、県民参加の森林づくり事業等)   | ○                |
| 長崎県  | ながさき森林環境税条例<br>(H19)                               | ・ながさき森林環境保全事業(ながさき森林づくり緊急整備(侵入竹林・風致被害林等の整備、しまの間伐)、県民参加の森林づくり)                                    | ○                |
| 熊本県  | 熊本県水とみどりの森づくり<br>税条例<br>(H17)                      | ・水とみどりの森づくり推進事業(県民の森づくり活動(里山林保全活用推進事業)、学びの森活動推進事業)<br>・水とみどりの森づくり普及促進事業(ボランティア活動推進、環境教育推進等の各事業等) | ○                |

| 都道府県 | 条例<br>( )は制定年度                       | 施策  | 財源(税等)を<br>定めた条例 |
|------|--------------------------------------|---|------------------|
| 大分県  | 森林環境の保全のための県民<br>税の特例に関する条例<br>(H17) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民参加の森づくり推進事業（写真コンクール、イベントなどの実施）</li> <li>・ 山・川・海連携の森林づくり事業</li> <li>・ 美しい里山づくり支援事業</li> <li>・ 消費者が求める県産木製品普及推進事業 等</li> </ul> | ○                |
| 宮崎県  | 宮崎県水と緑の森林づくり条<br>例<br>(H18)          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民参加の森林づくりの推進（里山等の整備促進）</li> </ul>   | ○                |
|      | 宮崎県森林環境税条例<br>(H18)                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水を貯え、災害に強い森林づくり事業（間伐・伐竹（里山人工林再生））</li> <li>・ 「企業の森林づくり」制度（森林環境税を活用してその取組を支援）</li> </ul>  |                  |
| 鹿児島県 | 自然環境基本条例<br>(H11)                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 『新グリーンプラン21（鹿児島県緑化基本計画）』</li> <li>・ 身近なみどりの利用（身近な森林（里山林等）の活用）</li> <li>・ 森林とのふれあいの促進</li> <li>・ 農とのふれあいの促進</li> </ul>          | ○                |
|      | 鹿児島県森林環境税条例<br>(H17)                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域森林環境づくり促進事業（地域提案型事業）の選定</li> <li>・ 森林の体験活動支援事業（公募事業）の選定</li> </ul>   |                  |
| 沖縄県  | _____                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「沖縄、ふるさと百選」事業</li> <li>・ 【認定部門】集落部門（里地里山の自然環境の保全が図られ調和が取れていると認められる地域）</li> </ul>   |                  |

注1) 都道府県の里地里山を施策対象にしていると考えられる条例を、環境省「平成20年度重要里地里山選定等委託業務報告書」（H21年3月）等より作成。

注2) 「財源（税等）を定めた条例の有無」欄の○印は、本表に記載されていない条例も含め、当該都道府県に森林整備等を目的とする税等を定めた条例があることを示す。